

# 第3次野田市男女共同参画計画

(平成27年度～平成31年度)

【素案】

平成27年 月  
野 田 市

## 目 次

第1章 計画策定に当たって	
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画の期間 .....	2
4 計画の推進について .....	2
第2章 男女共同参画をめぐる最近の動向及び野田市の現状と課題について	
1 男女共同参画をめぐる最近の動向 .....	4
1) 女性の活躍推進 .....	4
2) 雇用・就業環境 .....	5
3) DV防止法の改正等 .....	6
4) 子ども・子育て支援等の充実 .....	7
2 男女共同参画に係る野田市の現状と課題について .....	9
1) 野田市のこれまでの取組について .....	9
2) 男女共同参画に係る野田市の現状と課題について .....	10
3 第2次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証について .....	18
第3章 基本的考え方	
1 計画の基本理念 .....	20
2 計画策定に当たっての考え方 .....	21
第4章 計画の内容	
1 施策の体系 .....	31
2 施策の内容 .....	33
基本目標 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり .....	33
基本目標 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶 .....	44
基本目標 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の 拡充 .....	55
基本目標 ワーク・ライフ・バランスの推進 .....	60
基本目標 生き生きと安心して暮らせる社会づくり .....	76
3 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目 .....	85

### 付属資料

用語解説

男女共同参画基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

野田市男女共同参画審議会条例

野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

野田市は、性別に関わらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識を無くした男女平等の社会や、男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会の実現を目指して、様々な施策を推進しています。

具体的には、平成 17 (2005) 年に「野田市男女共同参画計画」を策定、平成 22 (2010) 年に現行の「第2次野田市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

これまでの取組により、固定的性別役割分担を見直そうとする市民意識の高まりや市内における男女共同参画の推進等、男女共同参画社会の実現に向けて、着実な進展が図られています。

こうした状況の中、現行計画の期間が本年度(平成 26 年度)で終了することに併せて、新たな課題や社会経済情勢の変化に的確に対応した一層の施策展開を図るため、「第3次野田市男女共同参画計画(以下「第3次計画」という。)」を策定しました。

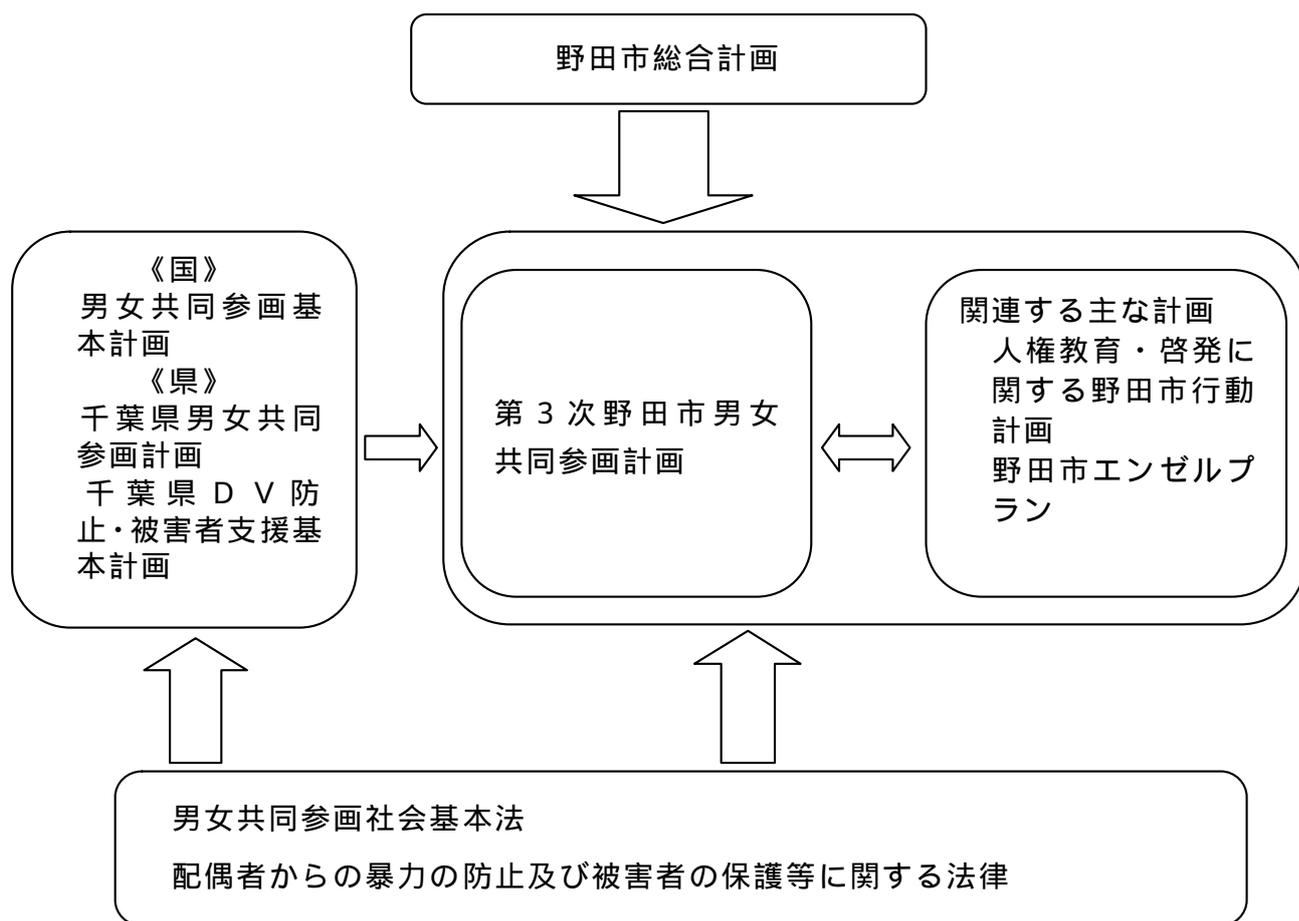
## 2 計画の位置付け

第3次計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

そのため、本計画は、国の男女共同参画基本計画、千葉県男女共同参画計画を勘案するとともに、現在策定中の次期野田市総合計画及び他分野の計画との整合に留意し策定しました。

なお、野田市では、平成20年の改正DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)の施行を受けて、本法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(以下、「第2次野田市DV大綱」という。))を策定しました。

したがって、本計画の策定に伴い、第2次野田市DV大綱に基づく取組は、本計画においても女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、DVの防止及び被害者支援に関する部分を構成するものとなります。



### 3 計画の期間

計画期間は、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間とします。

ただし、この間、国、県をはじめ社会経済情勢の変化等に適切に対応し、施策を効果的に進めるため、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 計画の推進について

#### （1）推進の考え方

本計画の推進に当たっては、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を担いつつ、連携、協働して取り組みます。

#### （2）推進の具体的方法

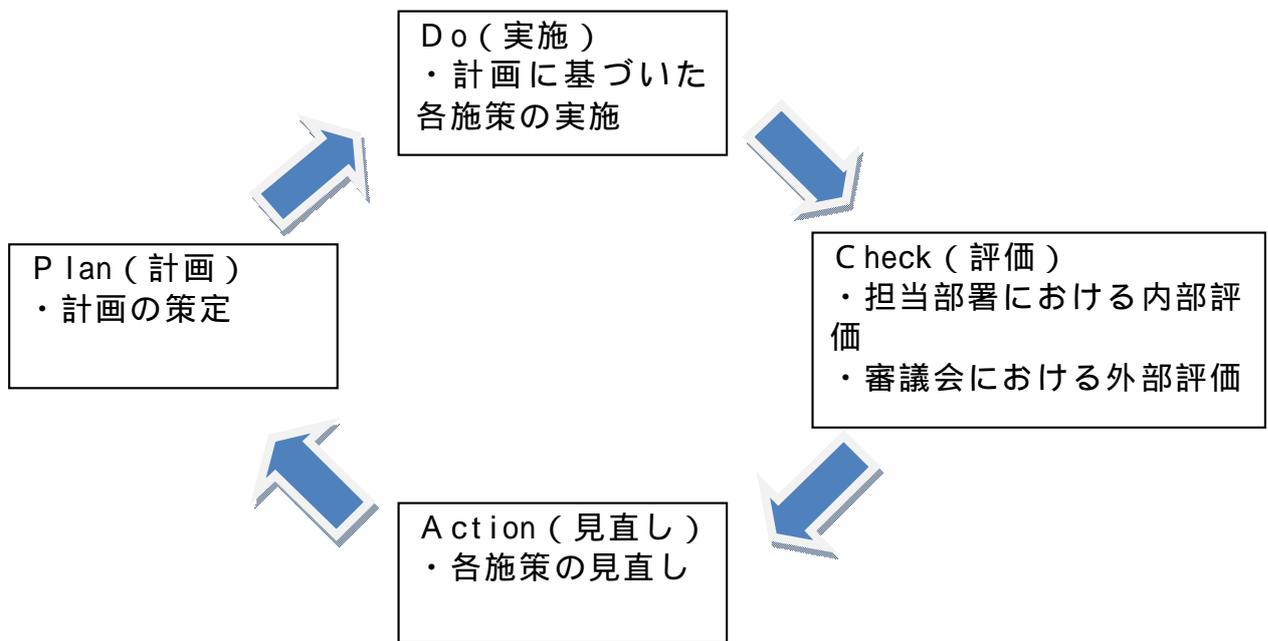
次のとおり計画を推進します。

野田市男女共同参画審議会の意見を伺い、適宜計画の達成状況のフォローアップを行いつつ、市民及び事業者等の理解と協力を仰ぎながら、計画を推進していきます。

この計画の推進に当たっては、野田市男女共同参画推進庁内連絡会を中心に、各部局間相互の連絡を密にし、全庁的に取り組んでいきます。この計画の推進に当たり、市民や企業、関係団体等に対する確かな情報提供を行い、その取組を促します。本計画は、国や県等の関係機関との連携を密にしながら推進します。

### (3) 計画の進行管理

次の「PDCAサイクル」を確立、活用して計画の進行管理を行います。



## 第2章 男女共同参画をめぐる最近の動向及び野田市の現状と課題について

### 1 男女共同参画をめぐる最近の動向

#### 1) 女性の活躍推進

##### (1) 我が国の若者・女性の活躍推進のための提言

平成 25 年 2 月から開催された若者・女性活躍推進フォーラムでは、5 月に議論を集約し、直面する課題と抜本的解決に向けた具体的方策を盛り込んだ「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」を取りまとめました。

##### (2) 経済界への要請

平成 25 年 4 月、内閣総理大臣から経済界に対し、「2020 年 30%の政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員、管理職に女性を登用する。まずは役員に一人は女性を登用する。」「子どもが3歳になるまで育児休業や短時間勤務を取得したい男女が取得しやすいように職場環境を整備する。」の2点を要請しました。

##### (3) 成長戦略 2014 改訂

平成 26 年 6 月に閣議決定された、アベノミクスの成長戦略「日本再興戦略改訂 2014」では、これまで活かしきれていなかった我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限に発揮できるよう、「出産・子育て等による離職の減少」、「指導的地位に占める女性の割合の増加」に向けた施策を盛り込みました。

##### (4) 経済財政運営の基本方針（骨太の方針）

「日本再興戦略改訂 2014」とともに閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では、経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題として、女性の活躍、男女の働き方改革を掲げています。

##### (5) 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針

女性活躍推進に向けた公共調達の活用については、「日本再興戦略改訂 2014」を受け、平成 26 年 8 月 25 日、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」（内閣府男女共同参画推進本部決定）が示されました。

この中の基本的な考え方では、公正性及び経済性を確保しつつ、可能な範囲での各府省における自主的な取組を促進するとともに、これらの取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を推進することが記載されています。

その上で、公共調達における評価項目としての男女共同参画等に係る取組状況の設定等や、女性の活躍推進を直接の目的とする補助金の合理性等について記載されています。

## 2) 雇用・就業環境

### (1) 男女雇用機会均等法施行規則を改正する省令等の施行

平成26年7月1日より、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行され、男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大されました。

### (2) 次世代育成支援対策推進法の延長

急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、次世代育成支援対策推進法が平成17年に施行されました。

その後、平成23年に改正次世代育成支援対策推進法が全面施行され、労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出を行うことが必要となりました。(従業員数101人以上の企業においては義務、100人以下の企業においては努力義務)

また、これまでの10年間の集中的、計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要であるとして、同法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

(平成26年4月23日施行)

### (3) 配偶者(特別)控除の見直し

年間の給与収入が「103万円」または「130万円」の範囲に収まるよう就労調整を行っている女性は多く、これが女性の活躍推進を妨げているとされ、「103万円の壁」「130万円の壁」と呼ばれています。

「103万円の壁」は所得税・住民税の配偶者控除・配偶者特別控除に係る問題、「130万円の壁」は厚生年金・健康保険の保険料負担に係る問題です。

政府税制調査会において、所得税改革の議論が本格的にスタートしましたが、所得税の見直しは、平成28年度以降の税制改正に反映される可能性が高いとされています。

### (4) ホワイトカラー・エグゼンプション

政府は、平成26年6月に閣議決定した「日本再興戦略改訂2014」に、残業代支払等の労働時間規制を見直す「ホワイトカラー・エグゼンプション」を盛り込みました。労働基準法は労働時間を原則として1日8時間、週40時間と定め、それを超えた場合は残業代などの支払を企業に義務付けていますが、一部の労働者についてこの規制の適用を除外する制度で、働いた「時間」ではなく、仕事の「成果」を評価する仕組みを取り入れ、

働く人の意欲や生産性向上を図るとしてしています。

政府は、「年収 1,000 万円以上」で「職務範囲が明確で高い能力を持つ労働者」が希望した場合等に対象を限定する方針であり、平成 27 年の通常国会での労働基準法改正を目指すとしてしています。

### 3) DV 防止法の改正等

#### (1) DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）の改正

DV 防止法は、これまで、2 回の法改正を経て、このたび、3 回目の改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行されました。これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされたことから、配偶者の範囲が、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含められることとなり、保護対象が拡大されました。

#### (2) ストーカー規制法の改正

ストーカー規制法は、平成 12 年の施行以来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年、被害者を殺害する事案が発生するとともに、ストーカー事案の認知件数も高水準で推移していること等の実情を踏まえ、ストーカー規制法は、電子メールを送信する行為の規制対象への追加や、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大等の改正が行われ、平成 25 年 7 月に公布されました。

また、警視庁は、「人身安全関連事案総合対策本部」を発足させ、主に女性を対象とした「ストーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）総合対策本部」を拡充し、様々な被害の防止に取り組むとしています。

#### (3) ハーグ条約批准

日本人と外国人の国際結婚の増加とともに、国際離婚も増加する状況の中、日本では平成 25 年に国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結が承認され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（条約実施法）が成立しました。

これを受け、平成 26 年 1 月、条約の署名等に係る閣議決定を行うとともに、条約に署名等を行った結果、ハーグ条約は、平成 26 年 4 月 1 日に発効しました。

#### (4) 父子関係をめぐる最高裁判決

民法には結婚している妻が妊娠した場合、子どもの法律上の父親は夫と推定するとした「嫡出推定」の規定があります。

しかし、父親と子どもの中で血縁関係がないことが DNA 鑑定によって

分かった場合、法律上の親子関係を取り消すことができるのか。このことについて、最高裁は平成 26 年 7 月 17 日、DNA 鑑定という科学的な根拠があっても、法律上の父子関係を否定することはできないとの判断を示しました。

#### (5) マタニティ・ハラスメント訴訟

最高裁は平成 26 年 10 月 23 日、妊娠や出産を理由にした降格は「本人自身の意志に基づく合意か、業務上の必要性について特段の事情がある場合以外は違法で無効」とする初判断を示しました。

男女雇用機会均等法は妊娠や出産、産休取得等を理由にした解雇の禁止に加え、平成 18 (2006) 年の改正で、降格や減給、配置転換等解雇以外の不利益な取扱いについても新たに禁じています。

また、労働基準法は「産前産後の女性は休業期間及びその後 30 日間は解雇してはならない」と定め、育児・介護休業法も産休や育休を理由とした解雇を制限しています。

こうした法規制にも関わらず、依然としてマタニティ・ハラスメントのある職場は少なくないとされる中、今回の判決は、女性が活躍できる社会を後押しするものと捉えられています。

### 4) 子ども・子育て支援等の充実

#### (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族が介護を行う労働者の福祉に関する法律

平成 24 年 7 月から、全面施行された育児休業、介護休業等育児又は家族が介護を行う労働者の福祉に関する法律により、事業者に対して、3 歳未満の子どもを持つ雇用者に対する短時間勤務後の措置及び所定労働の免除が義務付けられるとともに、介護休業に加えて介護休暇制度の導入が事業主に義務付けられました。

#### (2) 子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質を高めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月から本格的にスタートします。

《参考》世界経済フォーラム 2014年版世界ジェンダーギャップ報告

世界経済フォーラムは、平成26年10月に各国の男女格差（ジェンダーギャップ）をランキングで示した2014年版報告書を発表しました。

当報告書は、男女格差の少なさを指数化したもので、日本は世界142か国中104位で、前年から一つ順位を上げたものの依然として低水準であり、主要7カ国（G7）中で最下位となっています。

ジェンダーギャップ・ランキングは、次の4分野で男女格差の少なさを指数化し、その平均点で総合順位を決めるもので、分野ごとに2～5の要素を調べています。

職場進出（経済活動の参加と機会）	給与、参加レベル、専門職での雇用機会
教育	初等教育や高等・専門教育への就学
健康度合い（健康と生存）	寿命と男女比
政治参加	意思決定機関への参画

142か国中104位の日本の分野ごとの順位は次のとおりであり、特に「政治参加」と「職場進出」の低評価が足を引っ張っています。

この政治参加は、女性国会議員の割合 女性閣僚の割合 過去50年間の女性大統領や首相の数、の3点で評価されますが、日本は国会議員の女性比率で、衆議院が8.1%、参議院も16.1%にとどまっています。また、「議会における女性比率」が137か国中126位で、主要20か国・地域（G20）中で最低となっています。

職場進出	102位
教育	93位
健康度合い	37位
政治参加	129位

## 2 男女共同参画に係る野田市の現状と課題について

### 1) 野田市のこれまでの取組について

平成 5 年 企画財政部に女性政策担当、庁内に女性政策推進庁内連絡会設置

平成 8 年 女性行動計画「フレッシュプランのだ」策定

市の今後の女性政策の指針となる女性行動計画「フレッシュプランのだ 男女共同参画社会の実現に向けて」を 9 年の計画期間として策定しました。

平成 12 年 保健福祉部に男女共同参画担当を設置

担当部署として、それまでの企画財政部女性政策担当を保健福祉部に「男女共同参画担当」として新たに設置しました。

平成 13 年 女性行動計画「フレッシュプランのだ - 後期推進計画」策定

男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」に基づき、深刻な社会問題となっているドメスティック・バイオレンス対策を盛り込んだ「フレッシュプランのだ - 後期推進計画」を策定しました。

平成 14 年 「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定、野田市緊急一時保護施設の設置

平成 13 年の「DV防止法」の施行を受けて、今後取り組む方向性を体系的・総合的にまとめた「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、野田市緊急一時保護施設（公設、一部民営）を設置しました。

平成 15 年 保健福祉部に男女共同参画課を設置

保健福祉部「男女共同参画担当」を新たに「男女共同参画課」として組織改正しました。

平成 17 年 「野田市男女共同参画計画」策定

「フレッシュプランのだ - 後期推進計画」の計画期間の終了を受けて、新たに「野田市男女共同参画計画」を策定し、「家庭」、「職場」、「地域活動」を基本的視点として取り上げ、それぞれの場面において男女共同参画施策を推進しました。

平成 20 年 「第 2 次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」策定、男女共同参画課を野田市配偶者暴力相談支援センターに位置付ける

平成 20 年の改正「DV防止法」の施行を受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第 2 次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」策定するとともに、男女共

同参画課を配偶者暴力相談支援センターに位置付けました。

平成 22 年 「第 2 次野田市男女共同参画計画」策定

「野田市男女共同参画計画」の計画期間の終了を受けて、新たに「第 2 次野田市男女共同参画計画」を策定し、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を新たな基本目標として位置付けました。

## 2) 男女共同参画に係る野田市の現状と課題について

### (1) 人口減少、少子高齢化の進展

政府の経済財政諮問会議が設置した専門調査会「選択する未来」委員会（会長・三村明夫日本商工会議所会頭）は平成 26 年 11 月 14 日、最終報告をまとめました。

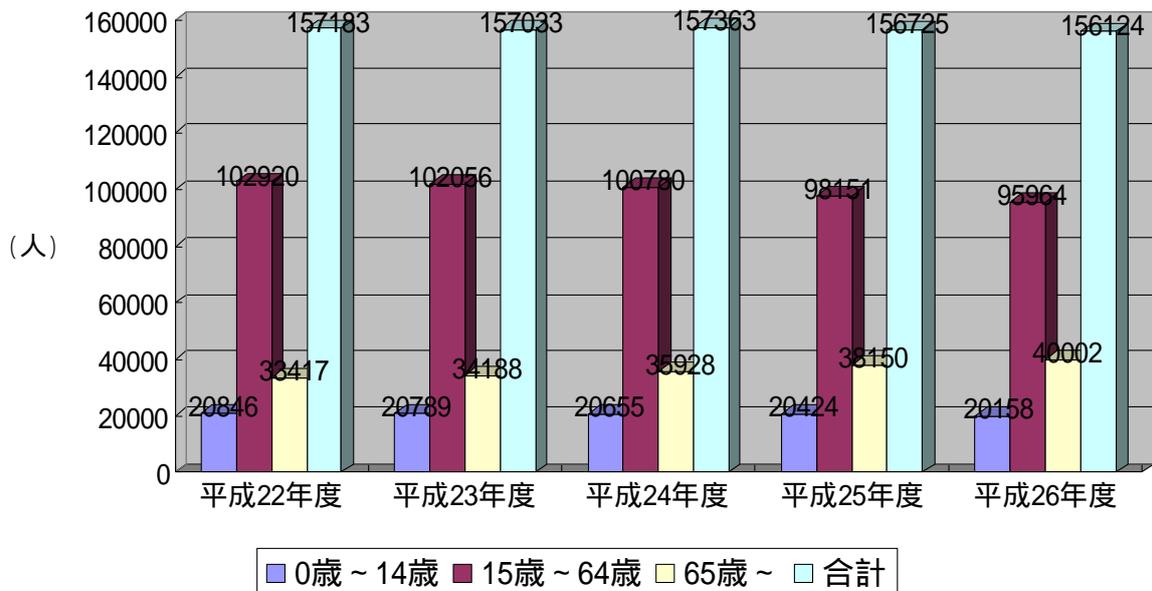
平成 26 年 5 月にまとめた中間整理の中では、日本の総人口は、現状の出生率の水準が続けば、50 年後には約 8,700 万人と現在の 3 分の 2 の規模まで減少し、人口の約 4 割が 65 歳以上というかつて経験したことのない著しい「超高齢社会」になると述べています。

今回の最終報告では、50 年後の 1 億人規模の人口維持に向け、地域の実情に応じた対策の強化、結婚、出産、子育て等への支援拡充で、年少人口を増加に転じさせる方針を盛り込むとともに、2020 年代初めまでに 0 ~ 14 歳の「年少人口」の減少に歯止めをかけ、女性や高齢者の活躍、生産性向上を通して、「50 年後も実質 GDP（国内総生産）1.5 ~ 2 % 程度の成長を維持する」との目標を明記しました。

一方、野田市における人口推移を見ると、平成 17 年 3 月末 151,240 人、平成 22 年 3 月末 155,491 人、平成 26 年 10 月 1 日現在 156,000 人と増加傾向にある中、将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」では、平成 32（2020）年は 144,090 人と見込んでいます。

また、本市における 65 歳以上の人口は、平成 17 年 4 月 1 日現在 25,702 人（16.8%）、平成 26 年 4 月現在 40,002 人（25.6%）と、総人口に占める 65 歳以上の人口割合（高齢化率）は 25%を上回り、4 人に 1 人が高齢者という状況です。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25（2013）年 3 月推計）」では、平成 32（2020）年は 45,498 人（31.6%）と見込んでいます。

## 野田市の人口及び人口構成の推移



- (備考) 1. 各年度4月1日現在  
 2. 24年度まで住民基本台帳及び外国人登録者数であり、25年度から外国人も含んだ住民基本台帳人口による

### (2) 政策・方針決定への女性の参画促進

市の政策に対する意見、提言等を行う審議会等への女性委員登用率について、「第1次野田市男女共同参画計画」の計画期間(平成17年度～21年度)内の平成19年度に目標値の40%を達成しました。

その後、40%の目標を維持し続け、平成26年4月1日現在45.8%となっています。平成25年4月1日現在で比較した場合、野田市の女性委員登用率は45.0%で、県内市町村平均25.6%を大きく上回っています。

しかし、その一方で、女性のいない審議会等は同日現在、調査対象46審議会等の中、2審議会等が残っており、引き続き、女性のいない審議会等の解消に向けた取組が求められます。

国は、成長戦略の一つとして、平成32(2020)年までに公務員や企業の幹部職員に占める女性の割合を、30%程度にする目標を掲げています。そのため、上場企業を対象に女性の管理職数や数値目標の有無、育休取得者数等の情報を公開し、企業のさらなる取組を促そうとしています。

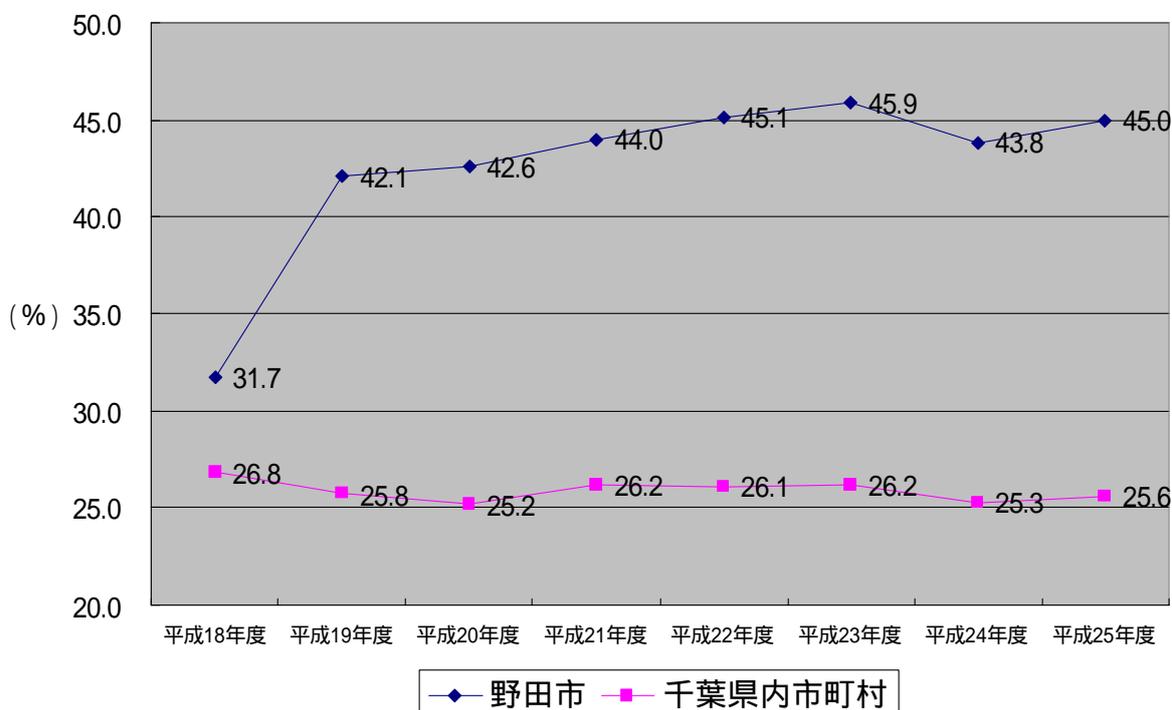
市では、企業等における方針決定の場への女性の参画促進や女性の経営的地位向上、経営参加促進等に向けて、セミナーを実施するとともに、講演会、講座等の開催情報の提供等を行っています。

また、市の女性管理職の割合については、平成25年4月1日現在、203人中12人(5.9%)となっており、千葉県内市町村平均12.6%を下回っ

ています。

女性が活躍できる社会の実現を後押しする動きが相次ぐ中、市の女性登用について、働き方や職場環境の見直し等も含めて、関係部局が連携し、様々な取組が求められます。

審議会等における女性委員割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より  
2. 目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合を表示  
3. 各年度4月1日現在

### (3) 女性(異性)に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

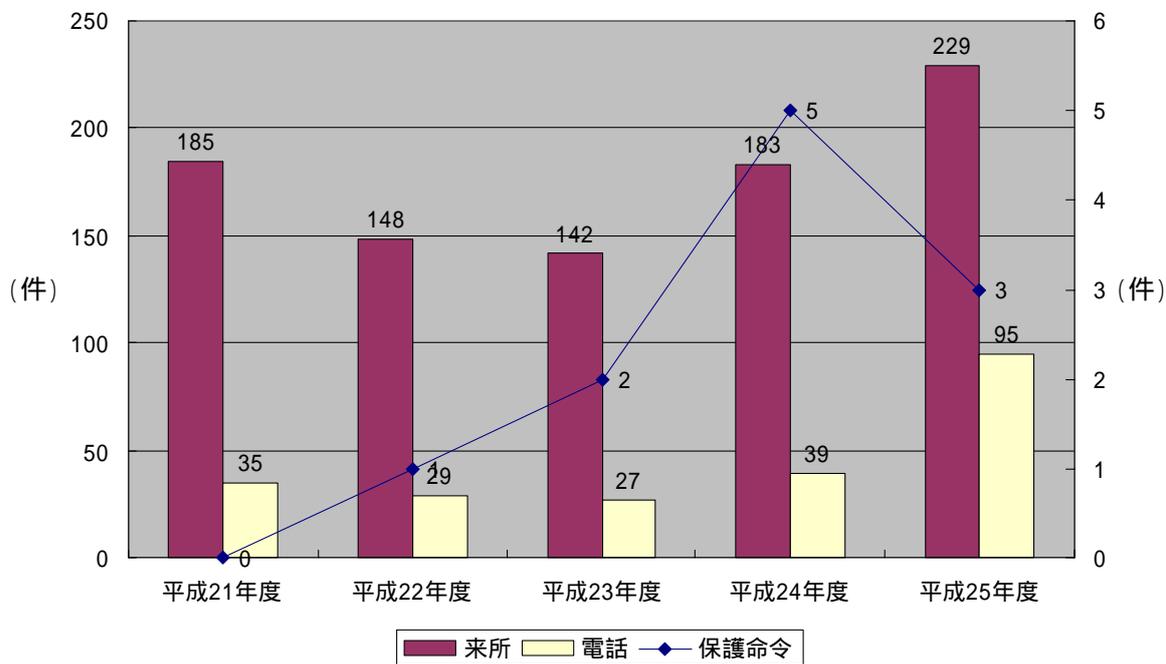
野田市では、平成20年の改正DV防止法の施行を受けて、同法の施行日に合わせ、市町村の努力義務とされた「市町村基本計画」として「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、男女共同参画課を配偶者暴力相談支援センターに位置付けました。

当該配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数は、平成25年度324件と対前年度と比較して、102件、45.9%の増となっています。

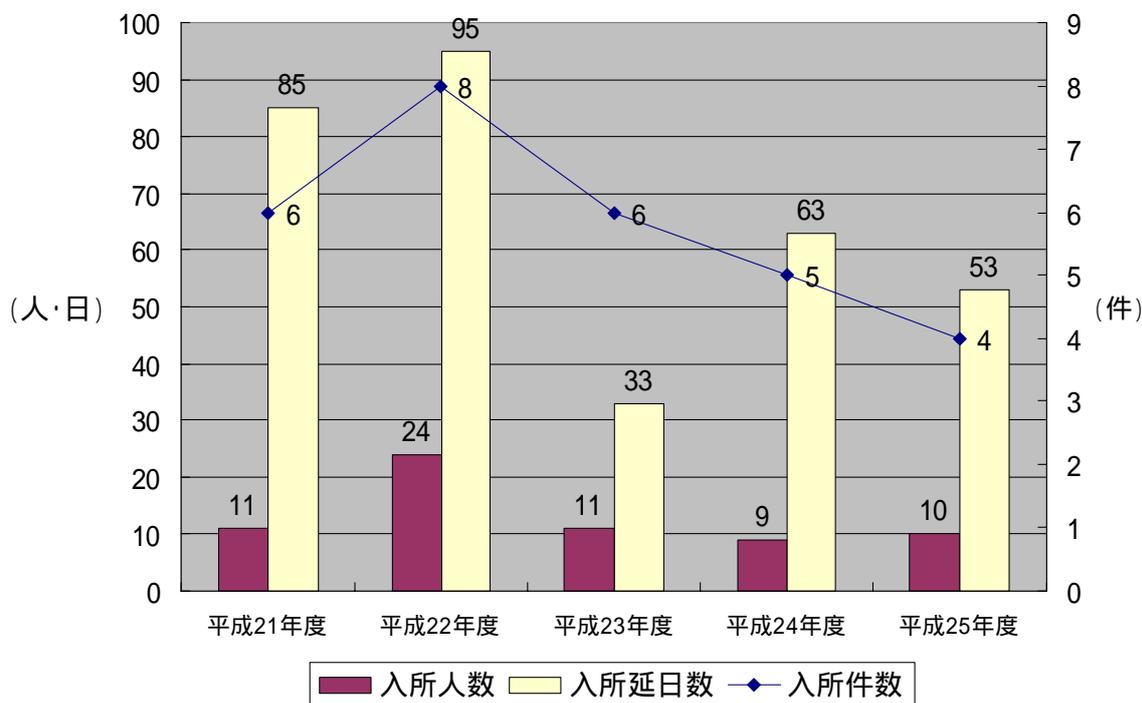
また、DV被害者への負担等を考慮し、身近な所で保護を行うことが必要ではないかと考え、平成14年に公設民営のシェルター(緊急一時保護施設)を市が設置しました。平成25年度のシェルター入所件数は4件で、対前年度と比較して、1件の減となっていますが、1件当たりの入所日数は13.3日と対前年度と比較して、0.7日の増となっています。

今後も被害の早期発見と加害者を増やさないための啓発を強化するとともに、相談、一時保護及び自立までの一貫した支援を推進していく必要があります。

野田市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数及び保護命令申立て件数の推移



野田市シェルターでの一時保護の状況



#### (4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、市民の健康を維持するとともに、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にし、男女が安心して子どもを生み育てていく上で重要なものです。

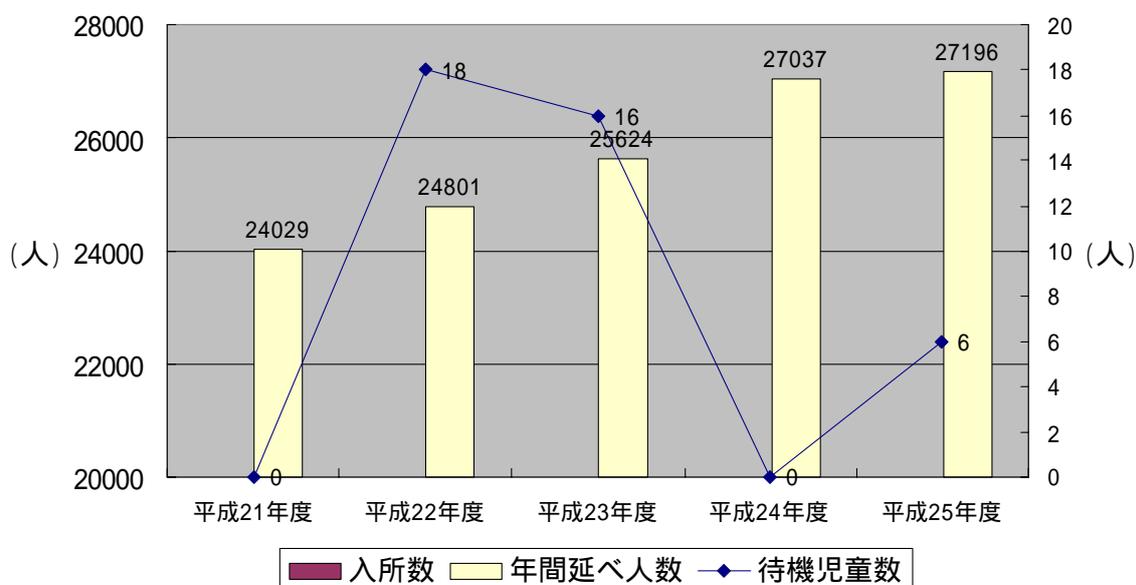
そのためには、父親の子育てへの参加や子育て期間中の働き方の見直しを進めるとともに、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等を図ることが不可欠です。

これまで、野田市は、保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実、さらに、ひとり親家庭支援として、母子・父子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援等様々な施策に取り組んでいます。

引き続き、これまでの取組を継続しつつ、平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現が必要となります。

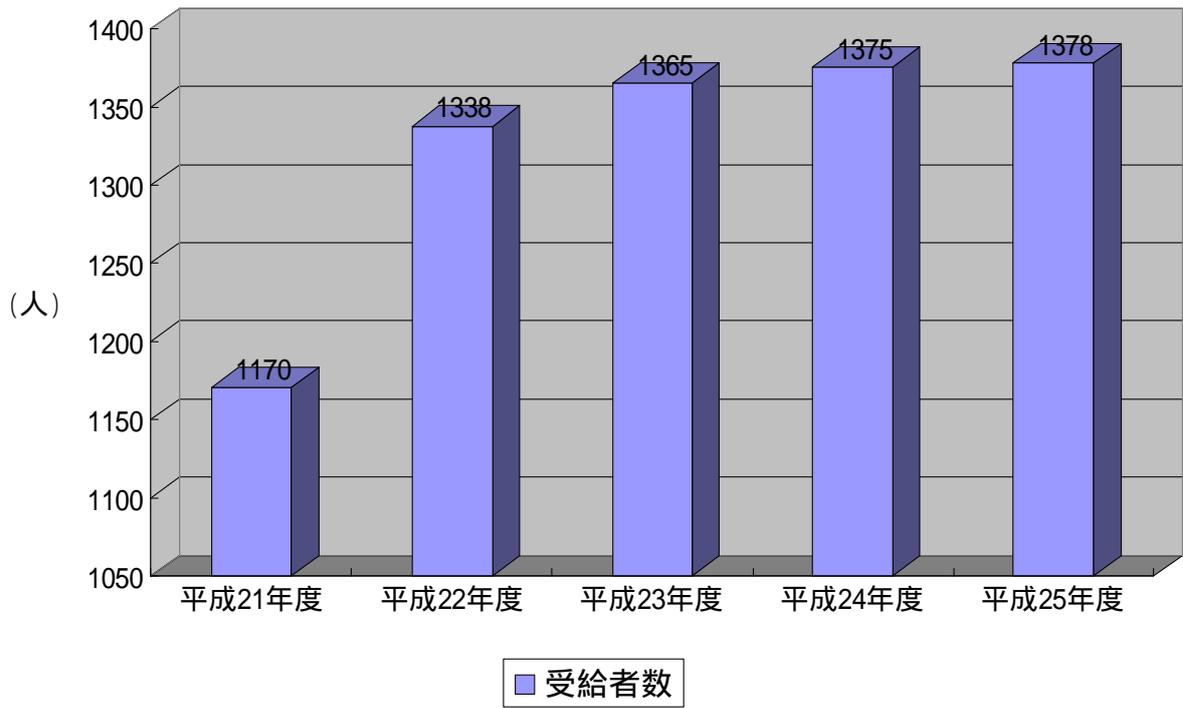
また、職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、男女雇用機会均等法や育児・休業・介護休業法等の周知、啓発に取り組むとともに、未だに職場に残っている男性優位の考え方や、固定的性別役割分担意識に基づく不平等、不均衡の問題に対する見直し等を図るため、職場の意識や職場風土の改革を促しており、引き続き、これらの様々な施策に取り組む必要があります。

認可保育所の入所数等

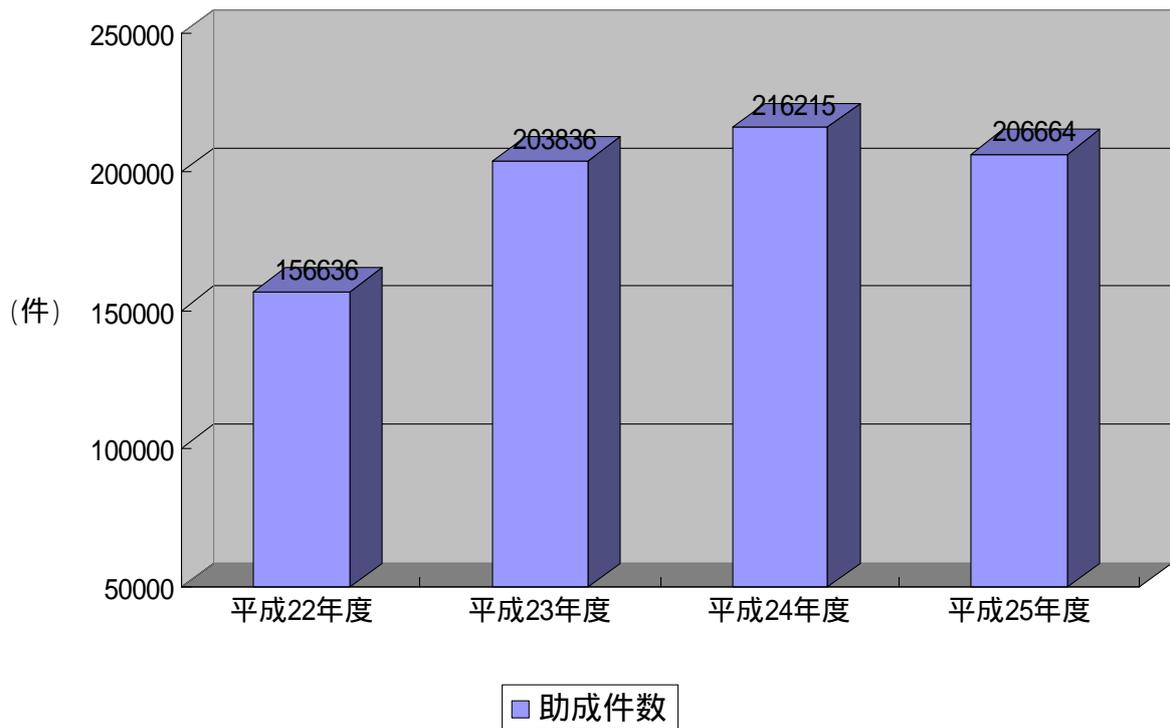


(備考) 入所数、待機児童数は各年4月1日現在

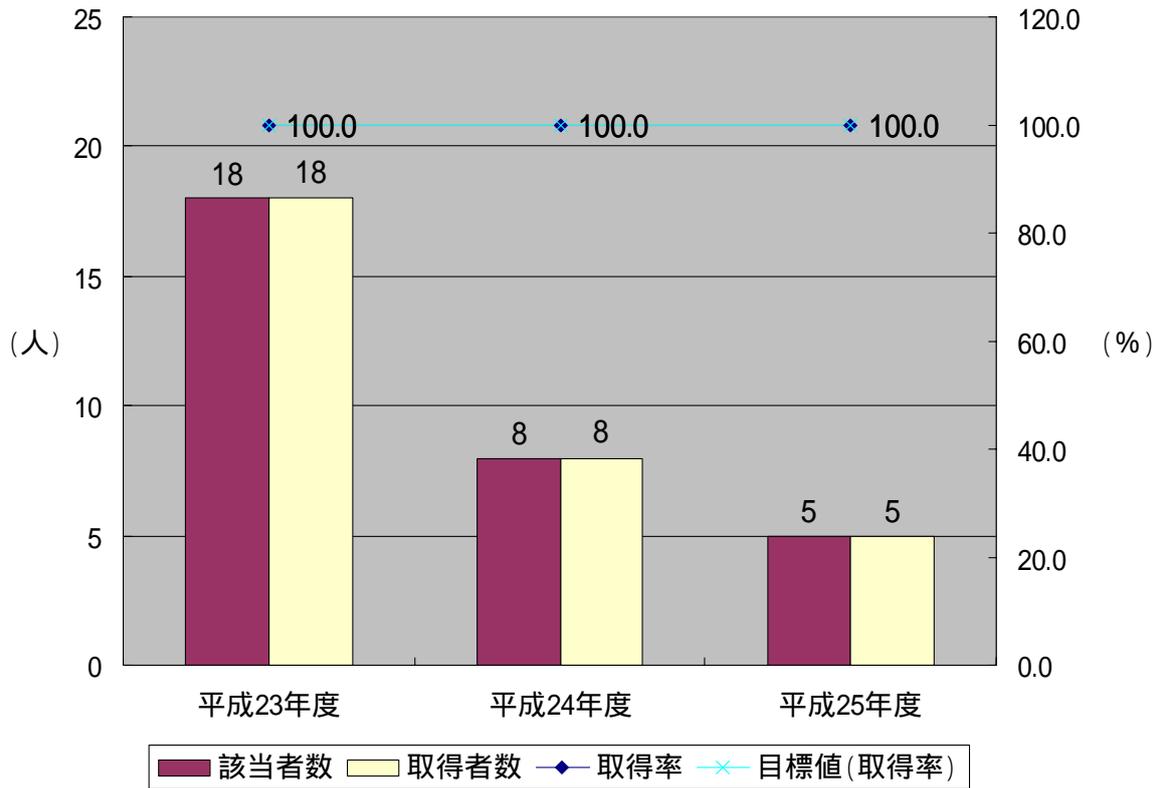
### 児童扶養手当受給者数の推移



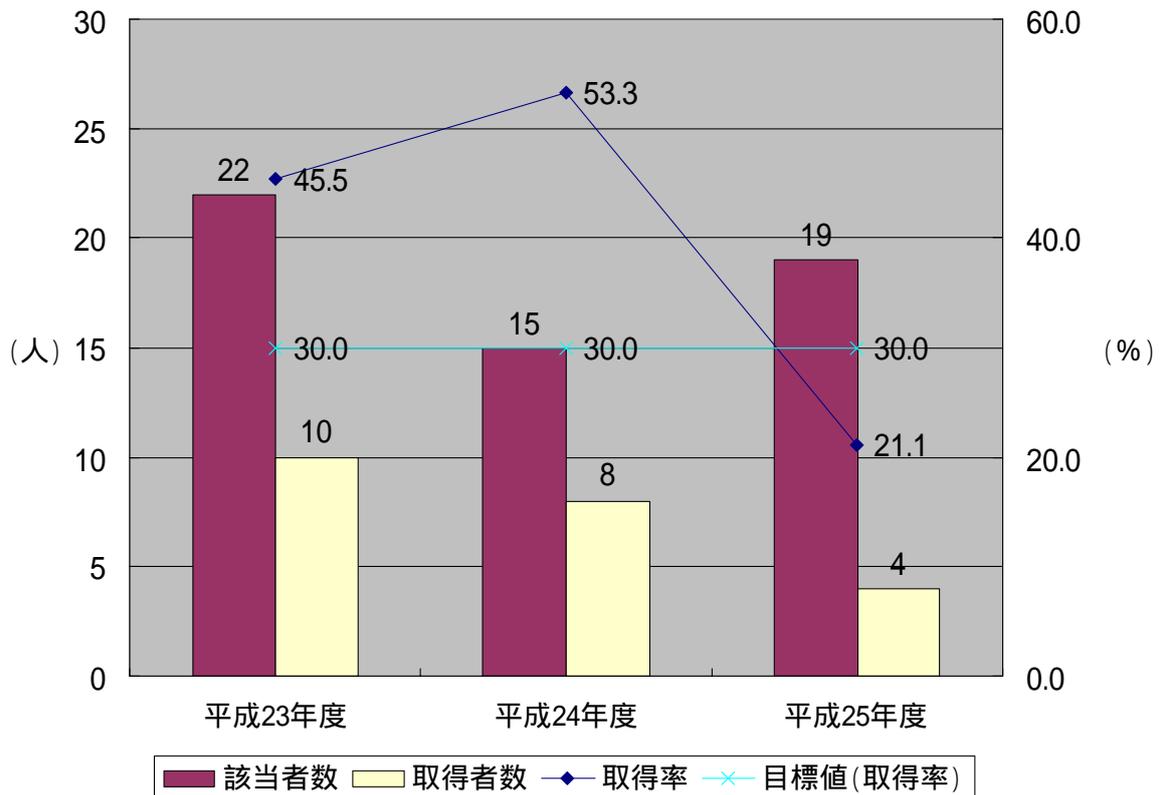
### 子ども医療費の助成状況



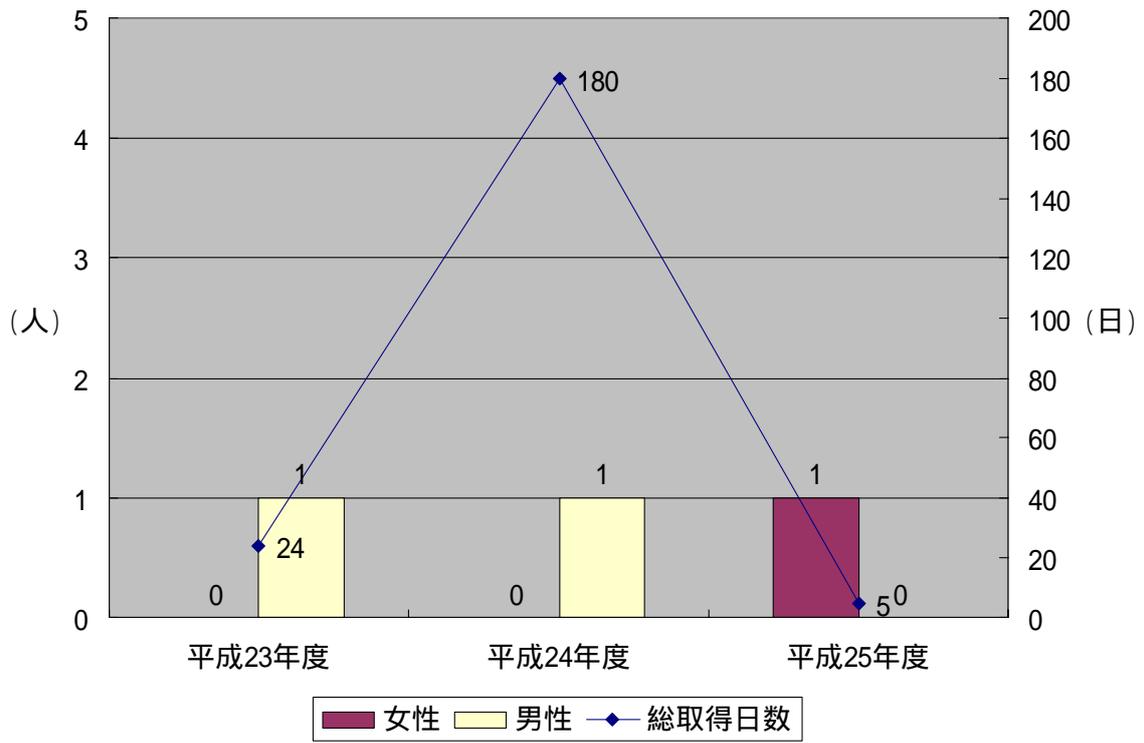
野田市における育児休業等の取得状況 女性



男性



野田市における看護休業(介護休業)の取得状況



### 3 第2次野田市男女共同参画計画に基づく取組の検証について

男女共同参画社会の実現に向けて、「第2次野田市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策を総合的、計画的に展開してきました。

「第2次野田市男女共同参画計画」に位置付けた130の具体的施策について、計画全体(平成22年度～26年度)に対する取組評価見込は次のとおりであり、その推進が着実に図られています。

なお、一つの施策に対して、複数の所管部署が関係する場合は、所管部署ごとに取り組評価見込を行っているため、施策数は一致していません。

#### 1 全体

(平成26年度末見込)

基本目標 進捗評価見込						合計 (件)	割合 (%)
概ね計画どおり	44	25	5	43	26	143	94.1
一部実施	0	5	2	2	0	9	5.9
未実施	0	0	0	0	0	0	0.0
合計	44	30	7	45	26	152	-

#### 基本目標

人権尊重と男女平等が確保された社会づくり  
 女性に対するあらゆる暴力の根絶  
 政策・方針決定過程への女性の参画促進  
 ワーク・ライフ・バランスの推進  
 生き生きと暮らせる活力ある社会づくり

#### 2 基本目標・主要施策別

(平成26年度末見込)

基本 目標	主要施策	評価見込		
		概ね計画 どおり	一部実 施	未実施
	人権尊重意識の啓発	12	0	0
	各種相談窓口の充実・連携	8	0	0
	家庭における男女平等意識の啓発	6	0	0
	学校における男女平等教育の推進	8	0	0

	多様な生涯学習の推進	3	0	0
	固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し	5	0	0
	防災・災害時等における男女の性別に配慮した体制の整備	2	0	0
	D V被害防止に向けた意識啓発の推進	3	0	0
	配偶者暴力相談支援センター業務の推進	11	5	0
	児童虐待防止対策の充実	3	0	0
	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	3	0	0
	ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進	5	0	0
	審議会等における女性委員の登用率の維持・拡大	1	0	0
	女性職員の人材育成	1	1	0
	企業・団体等に対する啓発	1	1	0
	商工業・農業経営者等への参画促進	2	0	0
	職場環境の整備促進	5	0	0
	多様な就労ニーズに合わせた就労支援策の充実	4	0	0
	子育て環境の整備充実	13	1	0
	ひとり親家庭に対する支援の充実	14	0	0
	地域活動への男女共同参画の促進	7	1	0
	性差医療に関する知識の普及	3	0	0
	妊娠・出産・育児支援の充実	5	0	0
	高齢者福祉の充実	12	0	0
	介護支援策の充実	6	0	0
	合計	143	9	0

## 第3章 基本的考え方

### 1 計画の基本理念

日本国憲法では、個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、平成11（1999）年には、男女共同参画社会基本法が施行されました。女性と男性が互いに尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21世紀の最重要課題とされ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められています。

一方、人口減少や少子高齢化の進行、家族や地域を取り巻く環境等、社会経済情勢は大きく変化しています。こうした変化に適切に対応し、市民の誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を構築することが求められています。そのためには、市民一人ひとりの人権が尊重され、家庭や職場、地域等あらゆる場で性別に関わりなく個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現が必要となります。

また、国は、「女性の活躍」を成長戦略の大きな柱に位置付けています。女性が働きやすい環境及び子どもを産み育てやすい環境を整備することが不可欠となります。

野田市では、平成22（2010）年3月に「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」を基本理念とする「第2次野田市男女共同参画計画」を策定し、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組んできました。具体的には、審議会等における女性委員の登用率の維持、拡大をはじめ、子育てや雇用、教育の分野等全庁をあげて幅広い取組を行っています。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、女性の視点を反映させた形で地域防災計画の見直しを行うなど、市民ニーズに的確に対応した取組を実施しています。

男女共同参画社会の実現に向けて、着実な進展が図られている一方、今なお、固定的性別役割分担意識や社会慣行は存在するなど、男女共同参画に関する課題も依然として残されています。

平成26（2014）年1月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行され、同年7月、改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行されました。平成27（2015）年4月には、子ども・子育て支援制度が本格スタートします。

こうした状況を踏まえ、本市の男女共同参画に係るこれまでの様々な取組を継続しつつ、拡充、強化することが求められています。

そのため、さらなる男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、各種団体及び事業者等が適切な役割分担のもと一体となり、現行計画の基本理念を継承し、様々な施策に取り組めます。

### 【基本理念】

「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を生かした社会づくり」

## 2 計画策定に当たっての考え方

計画策定に当たって、これまでの進捗状況について評価と検証を行うとともに、関係法令や市の関係計画等との整合性を図りつつ、男女共同参画を取り巻く環境の変化等を勘案し、特に重要な視点として、次の3つの視点により、総合的に策定します。

### 《計画策定に当たっての重要な視点》

- (1) 女性の社会参加の推進
- (2) 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶
- (3) 子ども・子育て支援の充実

#### 視点（1）女性の社会参加の推進

##### あらゆる分野への女性の参画拡大

男女共同参画社会の形成のためには、男女が、働く場、地域等社会のあらゆる分野の意思決定過程に対等に参画し、ともに喜びと責任を分かち合うことが必要です。

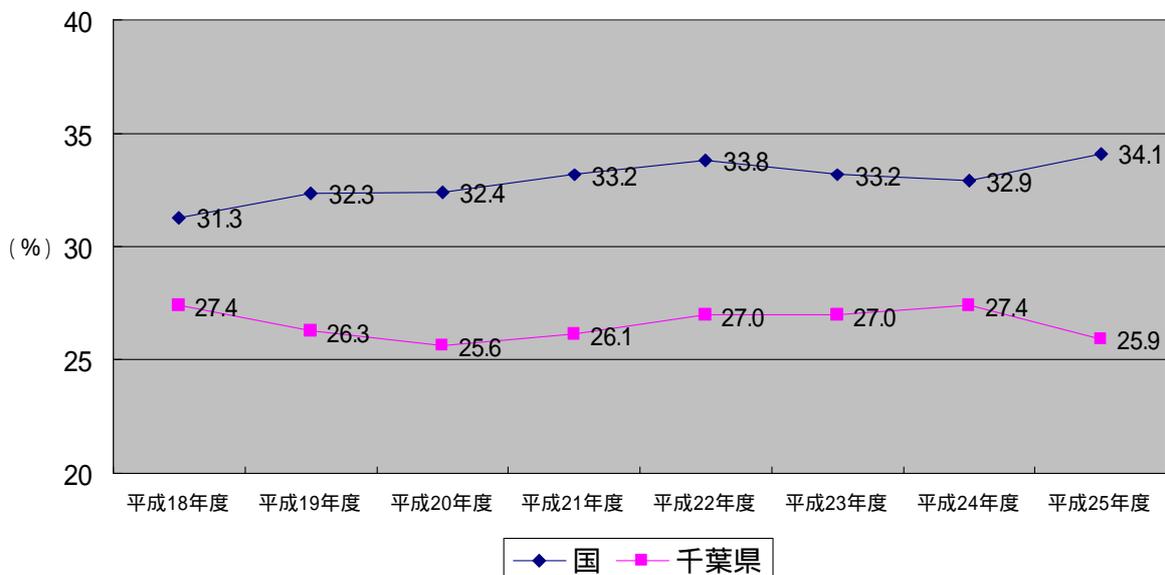
国は、政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、政府が定める「2020年30%の目標」達成については、ハードルが非常に高いとの観測も流れています。

こうした状況の下、国は、女性の活躍推進を強力に打ち出しており、それに伴い、役員や管理職に女性を登用したり、女性の管理職比率等について目標数値を示したりする企業が増えています。女性登用について、数値目標を掲げることは、男性の経営層・管理職層の意識改革に大きな意味を持つと考えられます。

本市においても、審議会等への女性委員の登用をはじめとして、女性の社会参加に向けた取組を進めています。男女共同参画の視点からの防災の取組として、市防災会議における女性委員の割合を高めるため、公募委員を女性に限定したほか、関係団体の代表として女性を推薦するよう依頼するなど、社会の流れや市民ニーズ等に的確に対応した取組も適宜行っていますが、未だ十分とは言えない状況にあります。

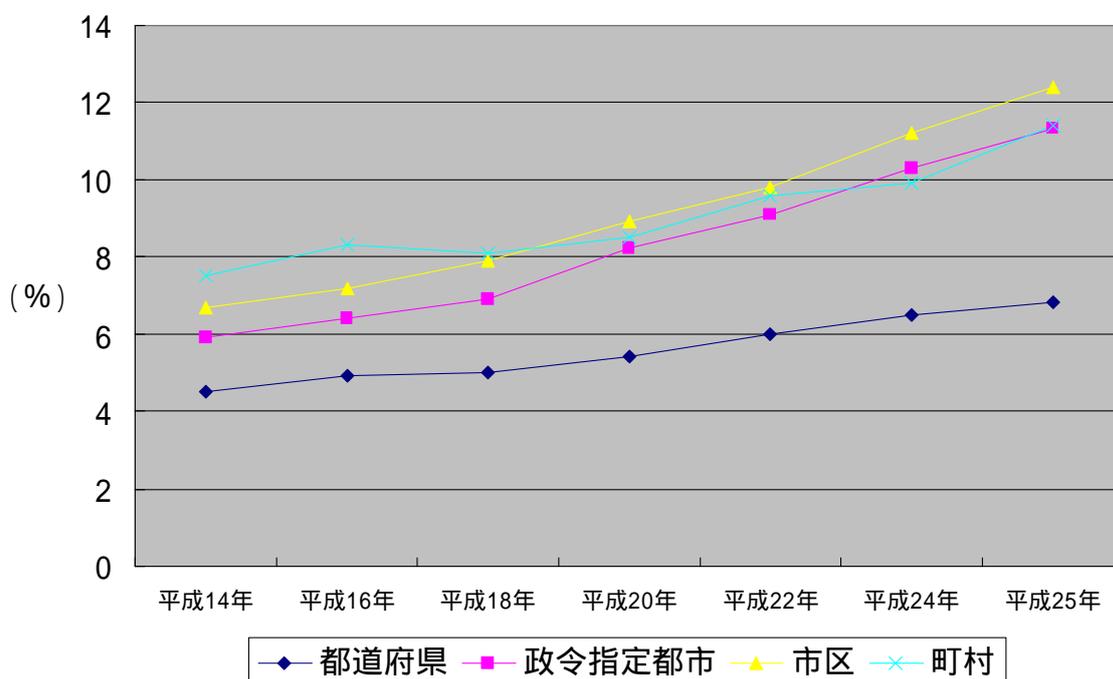
こうしたことから、男女共同参画社会の実現に向けて、国の動向等に的確に対応しつつ、あらゆる分野において指導的な地位に就く女性が増えるよう、取り組む必要があります。

図表1 国の審議会等における女性委員割合の推移



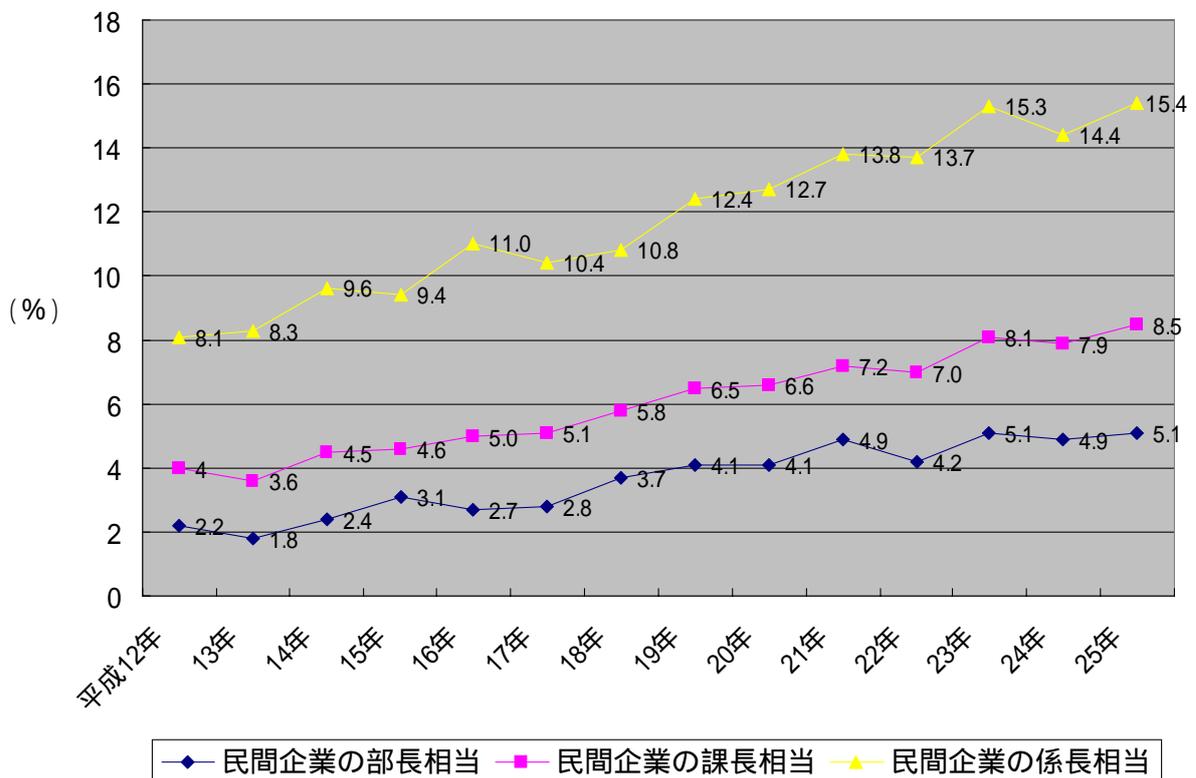
- (備考) 1. 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」及び内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より  
 2. 千葉県は目標の対象である審議会等委員に対する女性登用の割合を表示  
 3. 国は各年度9月30日現在、千葉県は各年度4月1日現在

図表2 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。15年までは各年3月31日現在、16年以降は原則として各年4月1日現在
2. 東日本大震災の影響により、平成23年の数値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、24年の数値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。
3. 15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
4. 市区には、政令指定都市を含む。
5. 本調査における管理職とは、本庁の課長相当職以上の役職及び支庁等の管理職においては、本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。

階級別役職者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成
2. 常用労働者300人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者

女性の活躍による社会経済の活性化

女性の年齢階級別労働力等について、昭和50年からの変化を見ると、現在も「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くな

っており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。

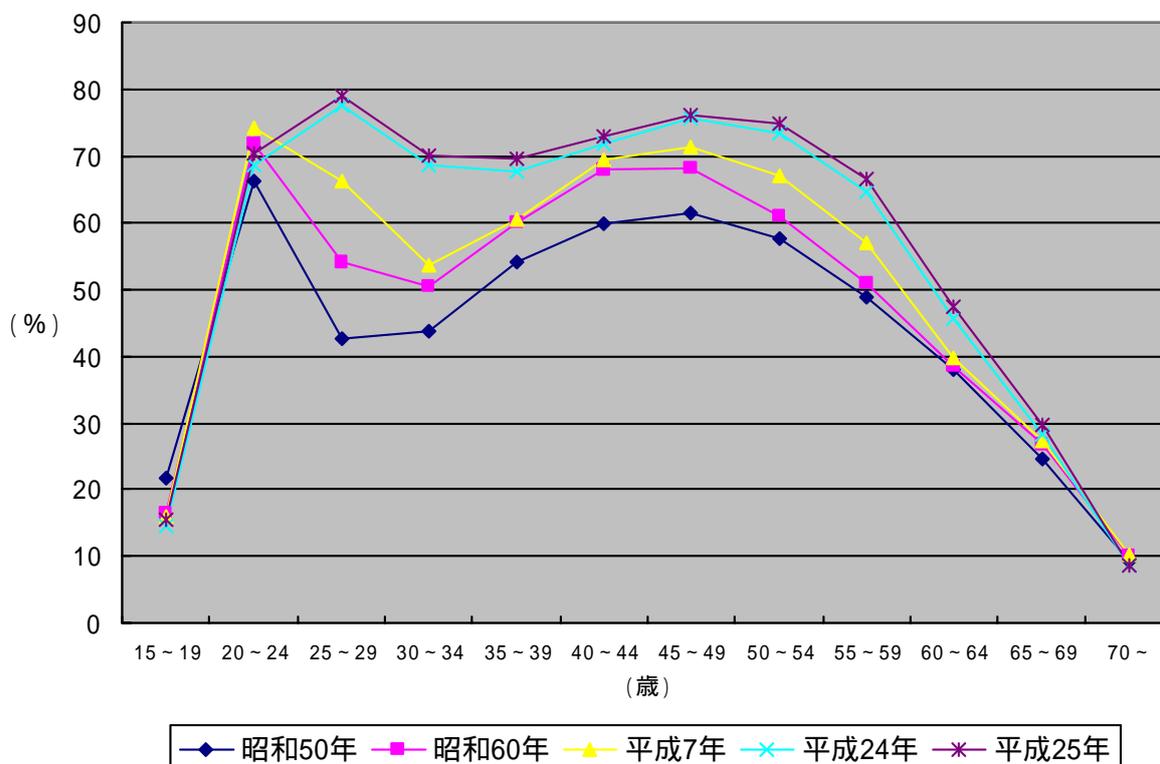
また、近年、既婚女性の就業率は上昇していますが、30歳前後の女性では、就業継続の難しい非正規雇用者が増えているため、依然として出産後の離職者は多いとされています。

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、日本の強い経済を取り戻すためには、女性の活躍推進が不可欠です。

そのためには、企業や事業者等に対して、女性管理職に対する積極的な改善措置（ポジティブ・アクション）等の女性活躍の推進について働きかけを行うとともに、経営面等における多様な人材の活用（ダイバーシティ（多様性））の促進を図る取組が必要です。

あわせて、女性の就職・継続就業の支援、育児や介護等を理由として離職した女性の再就職の支援等、女性の就業を支援し、女性の雇用拡大に資する環境整備等の取組を推進するなど、多方面からきめ細かな対策を講じることが必要です。

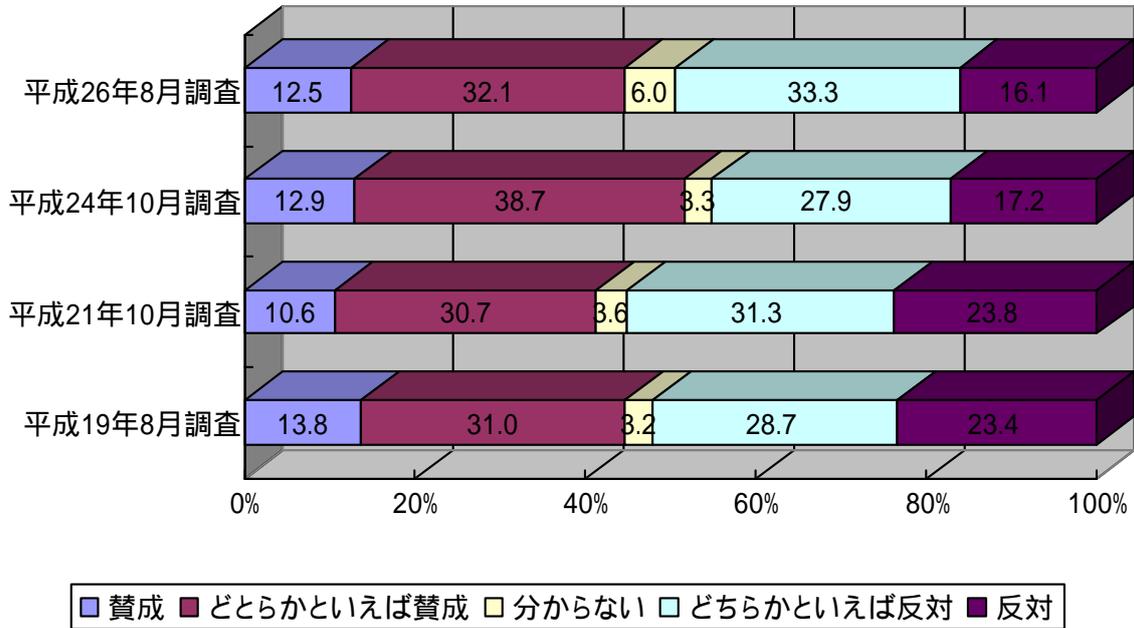
図表3 女性の年齢階級別労働力の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より  
 2. 「労働力率」は、「15歳以上に占める労働力人口(就業者+完全失業者)」の割合

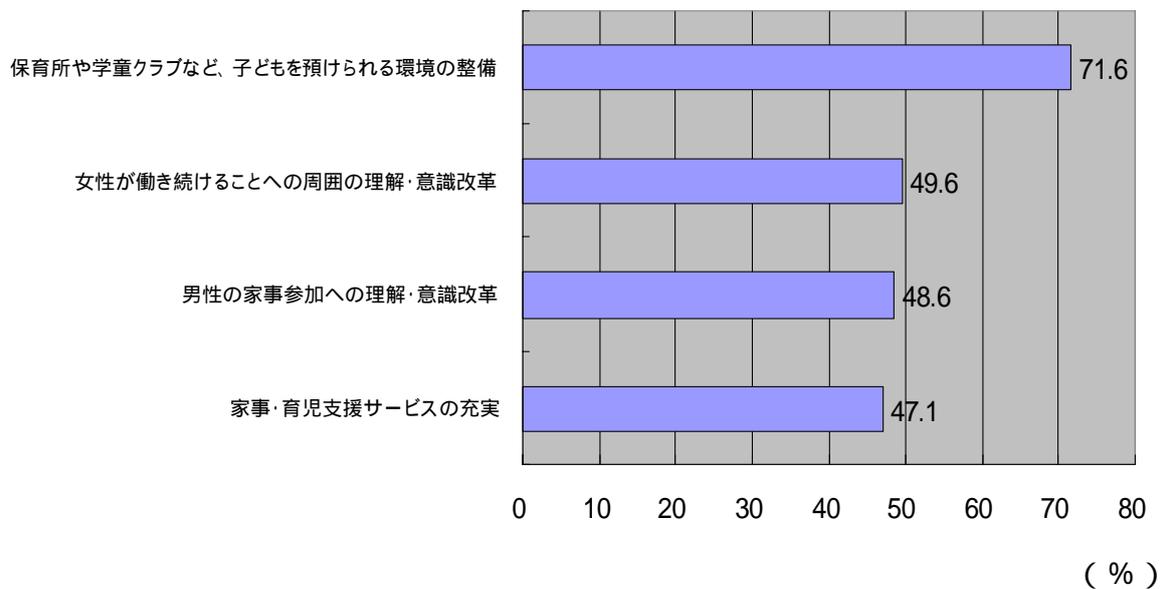
## 女性の活躍推進に関する世論調査

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識



(備考) 内閣府 女性の活躍推進に関する世論調査より

女性が働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことに関する意識



(備考) 1. 内閣府 女性の活躍推進に関する世論調査より

2. 複数回答

## 視点（２）女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

『平成 26 年版 男女共同参画白書』では、平成 25 年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む。）間における殺人、傷害、暴行は 4,444 件、そのうち 4,120 件(92.7%)は女性が被害者となった事件であると報告されています。

また、配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しています。平成 26 年 3 月現在、全国 238 か所（うち市区町村が設置する施設は 65 か所）が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っているとして、平成 24 年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は 8 万 9,490 件で、毎年度増加しているとしています。

本市配偶者暴力相談支援センターにおけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）相談件数も増加傾向を示しています。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）は、これまで、2 回の法改正を経て、このたび、3 回目の改正が行われ、平成 26 年 1 月 3 日に施行されました。これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。配偶者の範囲が、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者も含められることとなり、保護対象が拡大されたことから、DV相談件数も増加することが予想されます。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中でも最も基本的なものの 1 つです。

昨今は、若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）の問題が注目されています。内閣府が平成 24 年にまとめた調査では、「10～20 代の時、交際相手から暴力を受けたことがある」女性は 13.7%、男性も 5.8%に達し、女性の 3 人に 1 人は被害を受けても誰にも相談せず、相手が同意しないため別れられないケースが目立つとしています。

女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、暴力の発生を未然に防ぐため、引き続き、学校における人権教育及びデートDV講演会の推進や、家庭、職場、地域での人権啓発活動に取り組む必要があります。

また、本市では、平成 14 年に「野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、公設民営のシェルター（緊急一時保護施設）を設置し、平成 20 年には、「第 2 次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」を策定するとともに、男女共同参画課を配偶者暴力相談支援センターに位置付けました。

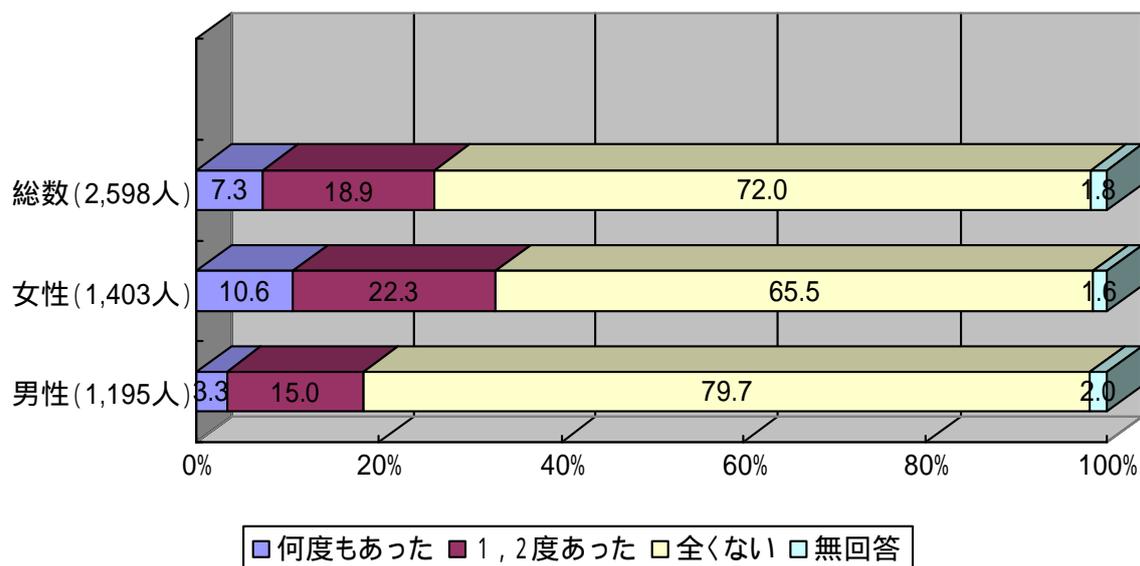
このことから、避難してきた DV 被害者と同伴者の安全確保を最優先に考

えて的確な対応を図るとともに、各関係部局及び関係機関等と連携し、相談から保護、自立まで一貫した、かつきめ細かい支援の充実が求められます。

その際に、情報管理の徹底に努める必要があります。

さらに、平成 26 年 7 月 1 日から、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、雇用の分野におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに対する関心が高まる中、同法の一層の理解促進が求められています。

図表5 配偶者からの被害経験(男女別)



「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある

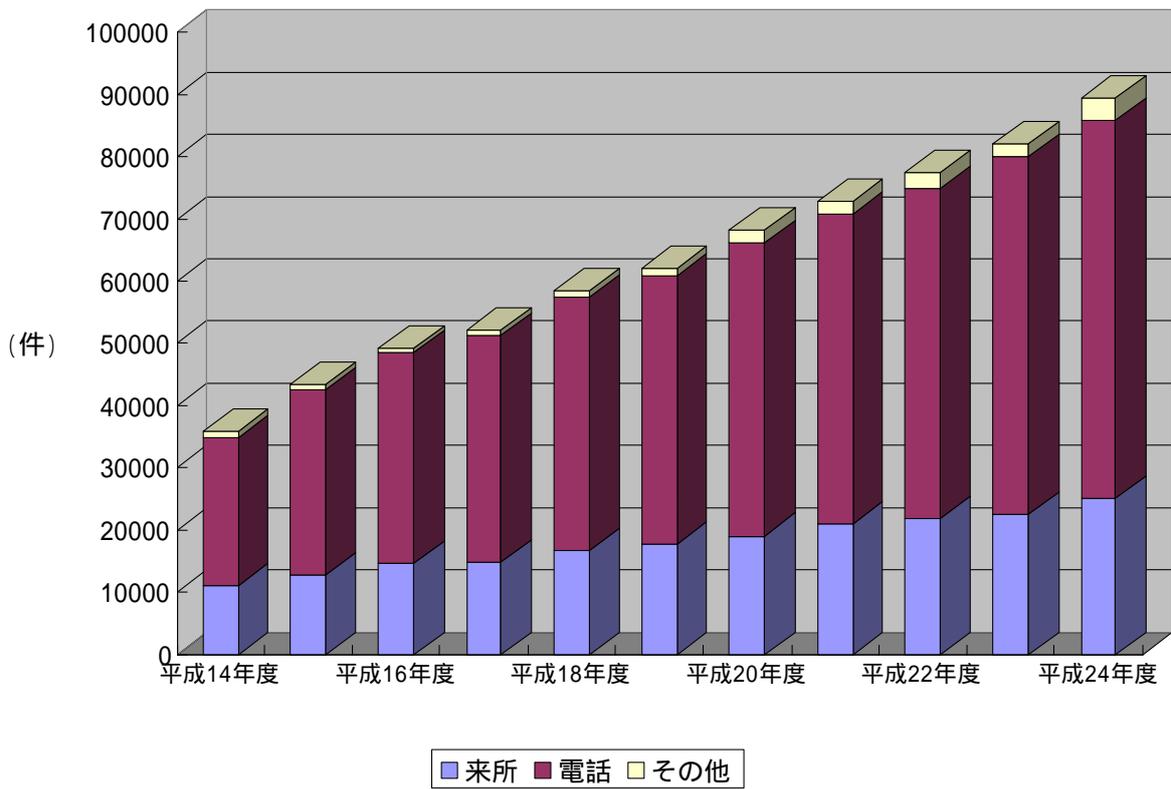
(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 23 年)より作成

2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行

心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫

性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要

図表6 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



(備考) 内閣府資料より

### 視点(3) 子ども・子育て支援の充実

男性同様に働く女性が増える一方、依然として、家事・育児は女性に依存しているという状況が伺われる中、仕事と家庭の両立を実現する支援の取組は、少子化の解消にもつながります。

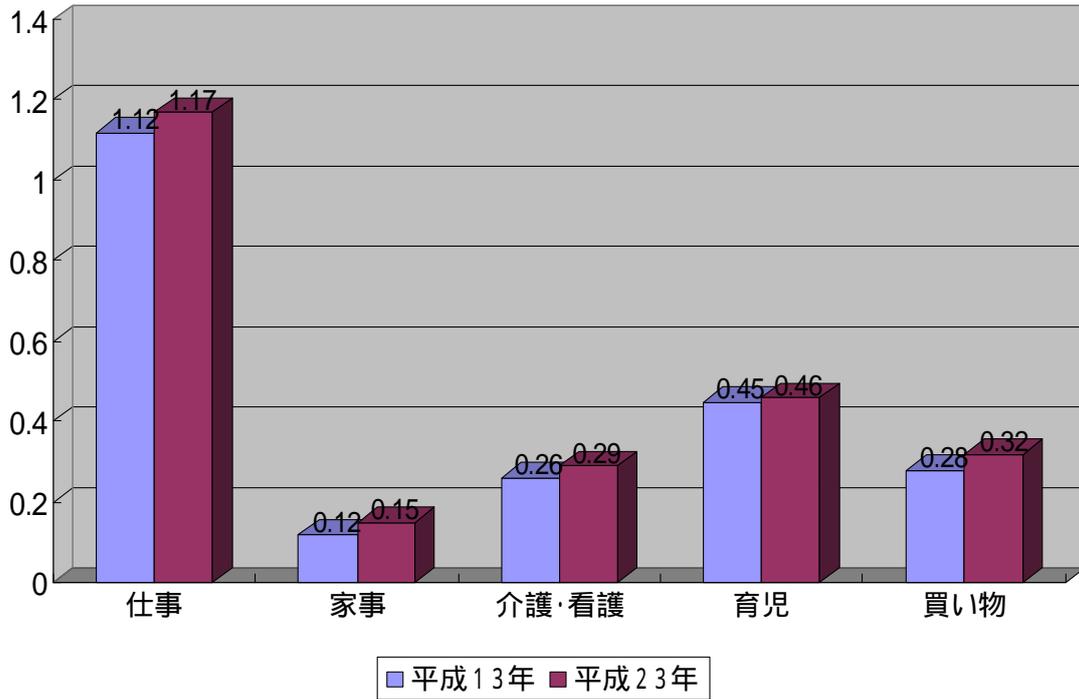
女性があらゆる分野で活躍していくためには、多様なライフスタイルに応じた子育てや介護等に係るサービスをはじめとした、子ども・子育て環境の整備、充実が求められています。政府は、平成29(2017)年度までの5年間で40万人分の保育サービスを用意し、待機児童をゼロにする方針を掲げています。

本市では、これまでも延長保育の充実、保育所の施設整備の推進、一時保育の拡充及び学童保育所の受入れ体制の整備等、子育て支援策の整備、充実や、ひとり親家庭への支援の充実等に取り組んでいます。

少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められる中、平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境を実現し、男女ともに働きやすく生き

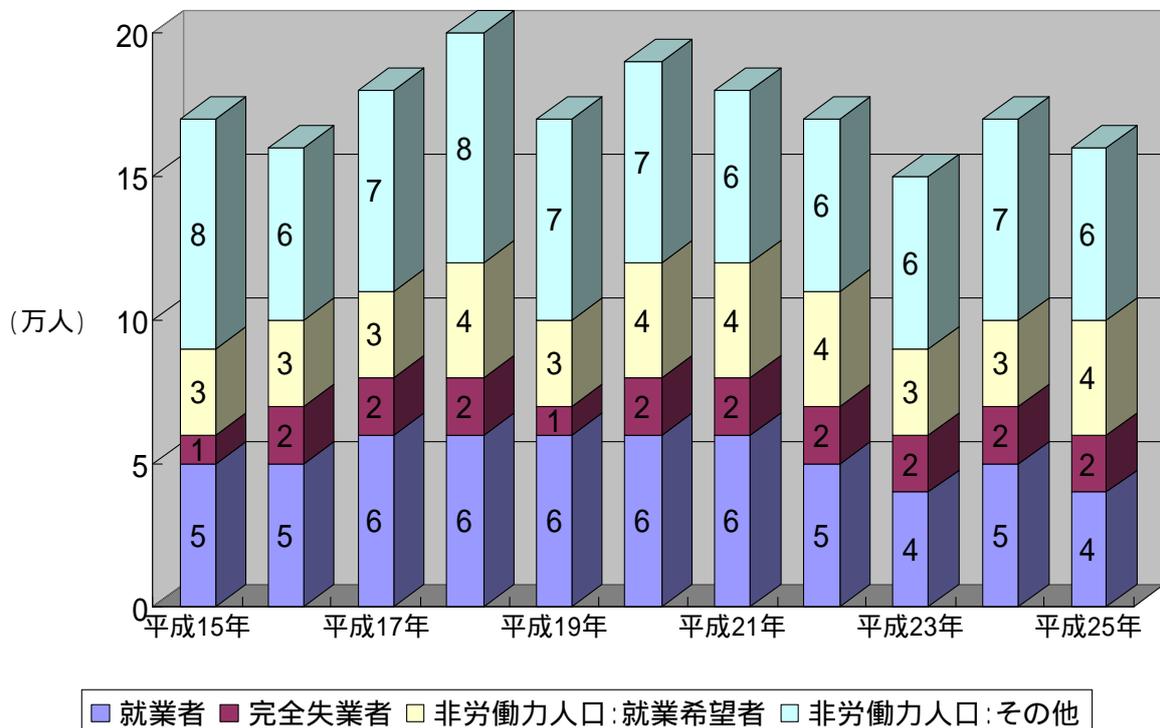
やすい社会づくり等に取り組む必要があります。

図表7 有業・有配偶者の仕事時間等の男女比の推移

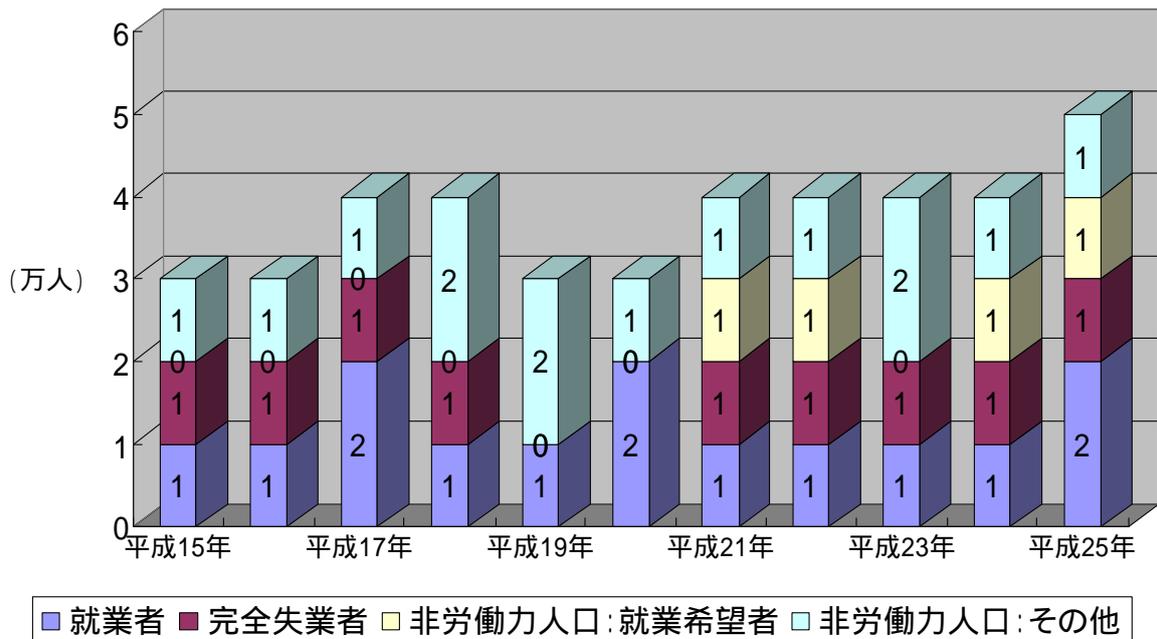


(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より  
2. 女性を1とした場合の数値

図表8 介護・看護が理由による離職者数の推移 女性

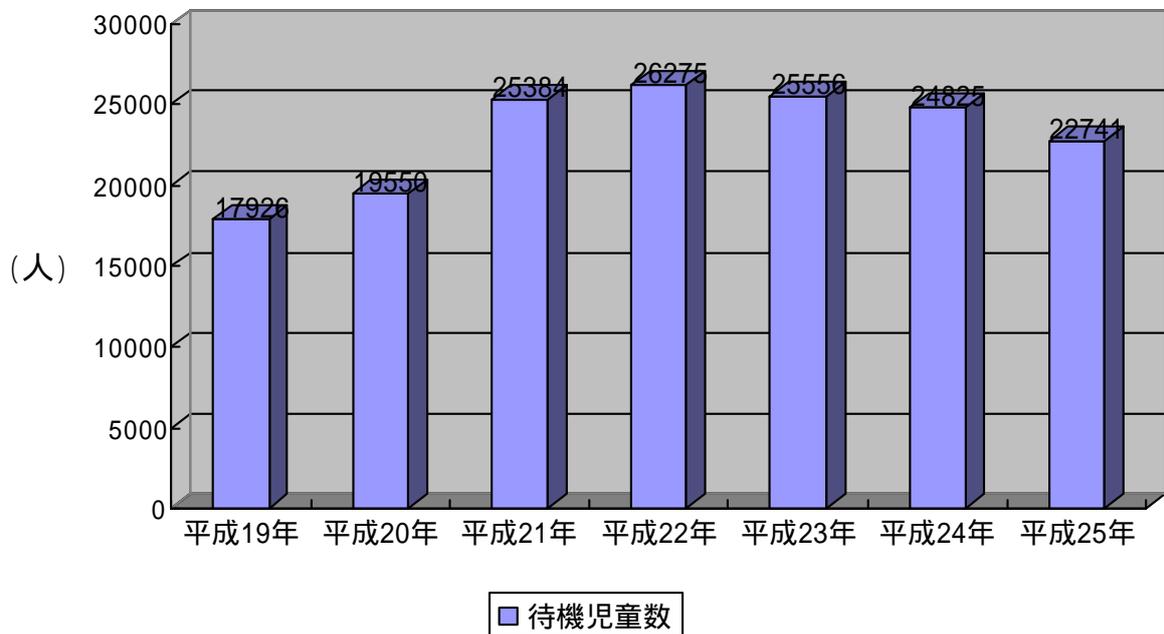


### 男性



- (備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」より  
 2. 前職が非農林業雇用者で過去3年間の離職者  
 3. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く  
 4. 「非労働力人口:その他」は、「非労働力人口」から「就業希望者」を減じることにより算出  
 5. 凡例は、現在の就業状態

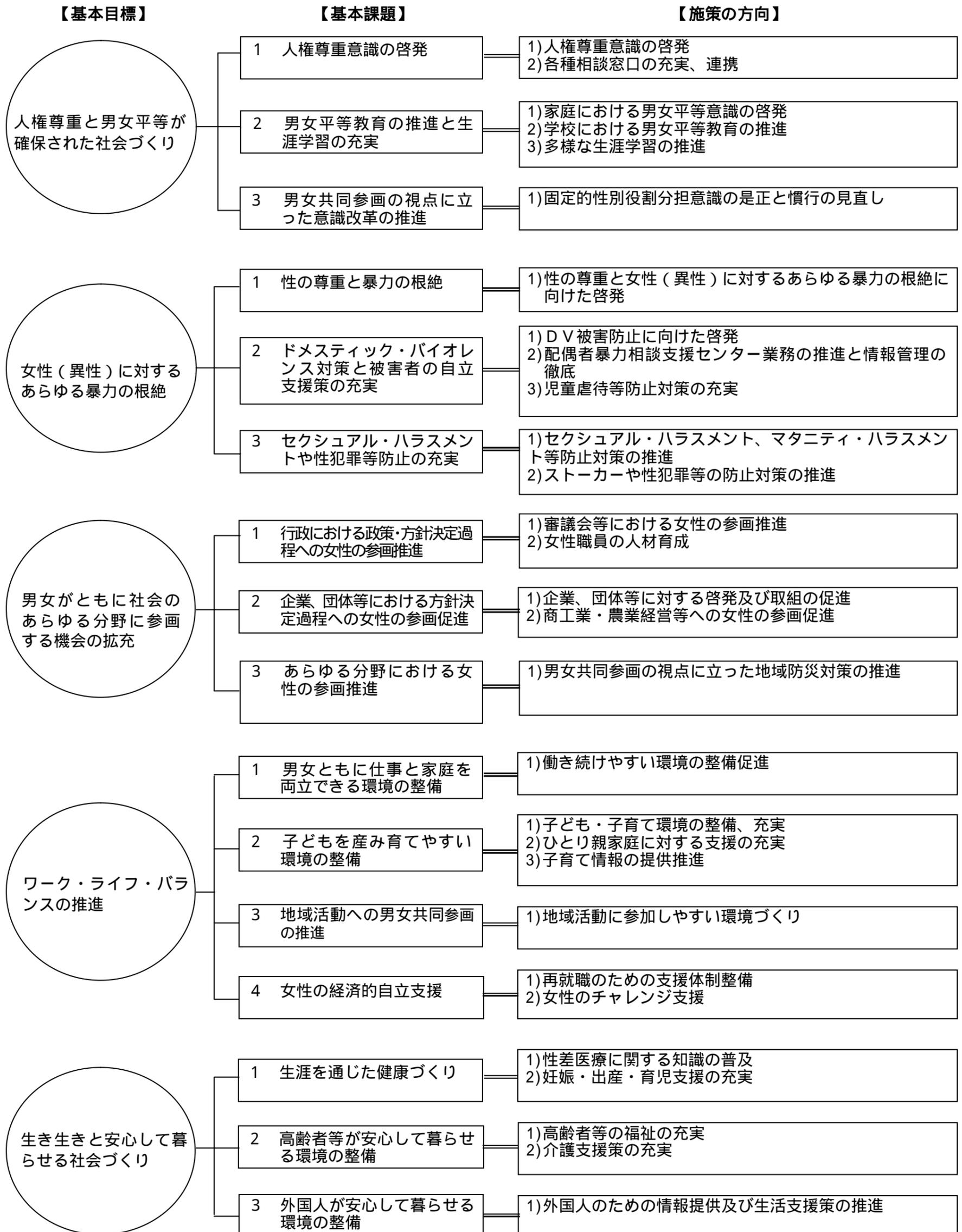
### 保育所待機児童数の推移



(備考) 厚生労働省調べ

## 第4章 計画の内容

### 1 施策の体系



## 2 施策の内容

### 基本目標 人権尊重と男女平等が確保された社会づくり

基本課題	1 人権尊重意識の啓発
	2 男女平等教育の推進と生涯学習の推進
	3 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

人権の尊重とは、私たち一人ひとりが、かけがえのない価値と尊厳を持った存在であることを認め合い、お互いの個性や能力を尊重することであり、社会の基礎となるものです。

また、男女共同参画社会とは、性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、責任を分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

したがって、人権の尊重は、男女共同参画社会の実現に不可欠なものです。男女共同参画社会を実現するため、多様な生き方が尊重され、男女共同参画に関する様々な課題の背景となっている、性別による固定的役割分担意識を見直し、人権尊重の理念に関して、正しく理解する取組を推進します。

男女平等についての理解を深めるための啓発や、子どもの頃からの教育をはじめ、学校、家庭、地域、職場等社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図ります。

#### 基本課題 1 人権尊重意識の啓発

施策の方向	1) 人権尊重意識の啓発
	2) 各種相談窓口の充実、連携

基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つです。

しかし、依然として人々の意識や行動、社会の慣行の中に差別や偏見が残されています。

また、昨今は、急速な社会環境の変化や価値観の多様化等により、人権をめぐる問題も様々に変化し、複雑・多様化するとともに、新たな人権問題も発生しています。

文部科学省の調査では、全国の小学校が平成25年度に把握したいじめは、11万8,805件で、過去最多を更新したことが分かっており、学校におけるいじめ問題も、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、重大な人権問題と捉えられます。

各種相談窓口に寄せられる相談も複雑多岐にわたっていることから、引き続

き相談者のニーズに応えられるよう、各相談窓口の実施及び充実を図るとともに、関係各課・機関と連携し、適切な対応が必要です。

さらに、情報機器の発達、普及により、インターネット接続を介して、女性に対する人権侵害となる暴力表現や性犯罪被害に遇う子どもが後を絶たないなど、深刻な問題も発生しています。

子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育成し、子どもの情報に対する理解や知識を深め、安全に安心して利用できるような取組を推進することが重要です。

グローバル化の進展に伴い、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)についての社会的認知度も高まりつつある一方、ヘイトスピーチと呼ばれる国籍、民族、性等の属性を理由に、人種や社会的マイノリティを否定する言葉の暴力も発生しています。性的少数者をはじめとして、マイノリティの人間としての尊厳に対し、人々への理解の促進を図ることが必要です。

#### 施策の方向 1) 人権尊重意識の啓発

人権尊重や男女共同参画への理解を推進するため、あらゆる機会を通じて市民、民間団体及び企業等幅広く広報、啓発を推進します。特に子どもの頃から男女共同参画への理解を促進します。

また、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画に関する継続的な調査、研究をはじめとした情報の収集、提供を行うとともに、講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。

野田市の広報において、表現が性別に基づく役割分担にとらわれたものとならないよう、女性や子どもの人権尊重と男女共同参画の視点を踏まえた広報誌、出版物を作成するとともに、女性の人権を尊重した適切な表現を行うよう配慮するなど、様々な場でその普及、啓発を行います。

あわせて、必要な情報を取捨選択し、主体的に読み解いていく能力(メディア・リテラシー)を向上させるとともに、学校教育や生涯教育の場において、情報発信者としての自覚を促すため、情報の収集や知識の習得を図ります。

性的マイノリティ等あらゆる人権についての理解の促進に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
1	人権教育・啓発の推進	人権に関する講演会や講座を開催し、様々な人権に対しての啓発を推進します。	人権施策推進課 社会教育課 公民館
2	性同一性障害を抱	性同一性障害を抱える児童、	指導課

	える児童、生徒の相談環境の整備等	生徒の相談や悩みに応えるため、相談しやすい環境の整備等を図ります。	
3	コミュニティサイトに起因する人権侵害等の予防、啓発の推進	インターネット利用に起因する人権侵害や性犯罪等の予防、啓発に向けて、人権に関する知識を習得し、理解を深めるため、学校等における講演会等を開催します。	人権施策推進課 男女共同参画課 指導課 青少年課
4	子ども人権作品展の開催	小・中学校において、人権に関する作品づくりを通して人権意識を高めるとともに、児童生徒の作品展示を通して市民への人権啓発の推進を図ります。	指導課
5	子どもじんけん映画会、小学生人権教室、中学生人権講演会の開催	他人への思いやりやいたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に、人権に関わるアニメビデオの上映や小学生人権教室、中学生人権講演会を開催します。	人権施策推進課
6	市の刊行物等における固定的な男女像の見直し	市の刊行物等において、性別に基づく固定観念にとらわれた表現がないか、職員一人一人が男女共同参画の視点に立って見直しを行います。	男女共同参画課 各課
7	メディア・リテラシーの向上	メディア・リテラシーの一環として、男女の人権を尊重した表現等を認識できるような教育を進めるとともに学習の機会を提供します。	指導課 公民館

## 施策の方向 2) 各種相談窓口の充実、連携

性別による差別等、男女ともに直面する様々な問題に対して、相談は、その解決に向けた大きな足掛かりとなる有効な対策です。

相談の実施により、権利や人権等が侵害された場合の対応等について、その

解決に向けた正しい知識や情報を提供し、解決に向けた支援の糸口が発見できます。

また、相談を通して、問題を的確に把握し、具体的な課題解決に結び付けることができるよう、総合的、継続的な支援を行うとともに、より本格的な救済手続、又は他の救済制度等へつなげていきます。

そのため、女性や子どもに関する差別等の相談をはじめ、人権等に係る様々な相談に対応できるよう、各相談機関の連携を図りつつ、各種相談窓口の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
8	一般市民相談の充実	日常生活の悩みごとや相続、離婚等の一般相談に対し、今後の対応方法のための助言や専門相談機関等の案内を行います。	秘書広報課
9	人権相談の充実	あらゆる人権問題について、人権擁護委員が市民の相談に応じ、相談者の自主的な問題解決に助言等を行い、問題解決に努めます。	人権施策推進課
10	女性のための相談窓口の充実	女性が抱えているあらゆる問題、悩み等について、女性カウンセラーが相談者と一緒に考え、問題解決に努めます。	男女共同参画課
11	D V相談窓口の充実	D V（配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力）被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
12	母子家庭・婦人相談の充実	母子家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報	児童家庭課

		提供や生活相談の助言を行います。	
13	「男性のための総合相談」の情報提供	男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みについて、県が実施する「男性のための総合相談」に関する情報を提供します。	男女共同参画課
14	児童・青少年問題についての相談事業の充実	多様化・複雑化している児童や青少年の悩みを解消するため、家庭児童相談、青少年相談の相談機能の充実を図り、男女平等の視点に立った指導を推進します。	児童家庭課 青少年センター
15	児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営と周知	虐待を受けている子ども本人や虐待の疑いのある親子を発見した人からの通報及び虐待をしているのではと悩んでいる保護者等からの電話相談に対応し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、関係機関との連携を密に図りつつ、きめ細かな支援を行います。	児童家庭課
16	障がい者総合相談の充実	障がいのある人が、生きがいをもって自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を受けるとともに、就労に関する相談は、「障害者就業・生活支援センターはーとふる」にその機能を集約し、連携しながらきめ細かな支援を図ります。	社会福祉課

## 基本課題 2 男女平等教育の推進と生涯学習の推進

施策の方向	1) 家庭における男女平等意識の啓発
	2) 学校における男女平等教育の推進
	3) 多様な生涯学習の推進

男女共同参画社会の実現には、男女がともにその趣旨を理解することが重要であり、一人ひとりの個性と能力を認め、互いを尊重し合える精神を育むことが基礎となります。そのため、職場や家庭において、男性の主体的、積極的な関わりが欠かせません。

しかし、家庭においても、固定的性別役割分担意識が依然として残っており、この考えが子どもの意識形成に大きく影響を及ぼします。

また、人間の意識の形成に当たって、教育は極めて大きな役割を果たしています。

そのため、次の世代を担う子どもたちが、男女平等、男女共同参画の理念を理解し、将来の人間形成、自己形成につながるよう、学校、家庭及び地域等において、男女共同参画の視点に基づく教育や学習を推進し、意識の醸成を図ることが重要です。

個人の活動の自由な選択が制限されないことがないよう、また、多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、性別、年齢を問わず、生涯を通じて、ライフステージに応じたきめ細かな学習機会が求められます。

また、性別に関わらず、学校や家庭において、生命尊重、人権尊重の観点から発達段階に応じた適切な性教育等の啓発を行うことが必要です。

### 施策の方向 1) 家庭における男女平等意識の啓発

次代を担う子どもたちが、固定的性別役割分担意識にとらわれず、各々の個性と能力を十分発揮して成長できるよう、子どもが生まれる前から保護者に対し、男女共同参画に関する意識啓発及び学習機会の充実を図るとともに、両親ともに、特に父親として妊娠期からの子育て参加を推進します。

あわせて、子どもに対しても、家庭において、幼少期から男女平等、男女共同参画の考え方等に関する意識の醸成を図ります。

その場合に、各家庭を取り巻く環境は、それぞれ異なります。個々の状態に応じたきめ細かな支援を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
17	子育てに関する講座の充実	男女が平等に共同して子育てを担っていく意識を醸成するため、両親学級や家庭教育学級等の学習機会の充実を図ります。	公民館 児童家庭課 保健センター
18	家庭教育学級の充実	幼児、小・中学生の保護者に対し、子どもの成長にともなう発達理解や保護者の役割等、思いやりの心を育てる家庭教育の重要性を学び、互いを尊重し協力する意識啓発を推進します。	公民館
19	家庭教育に関する意識の醸成	幼稚園や保育所、小・中学校等異年齢、異学年との交流活動及び保護者や地域の人々との交流活動を通して、男女平等意識の醸成を図ります。	保育課 指導課
20	家庭教育指導の推進	妊娠中から家族で妊娠、出産及び育児に対する意識の向上を図るため、母子健康手帳、父子健康手帳等を交付する際に家庭教育等を実施します。	保健センター
21	ブックスタートの推進	絵本を仲立ちとした子どもへの言葉かけ、特に乳幼児への言葉かけを意識的に増加させるため、ブックスタートを推進します。	社会福祉課 興風図書館
22	おやこの食育教室の開催	保健センターの調理室等を活用した食事づくり等、親子での体験活動を通して食育を推進します。	保健センター

## 施策の方向 2) 学校における男女平等教育の推進

一人ひとりが個性と能力を発揮して自分の生き方を自由に選択できるよう、児童生徒に対する人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進します。

そのため、学校教育活動全体を通じて、男女共同参画についての理解を深めるための学習機会の充実を図ります。

一方、進路指導や生徒指導等において、多様な生き方を尊重する男女共同参画の視点を取り入れた取組を推進するとともに、親、教職員等に対し、男女共同参画の理解を深めるため、啓発活動の実施、学習機会の提供を図ります。

子どもの健全な育成を図り、男女が互いの性を理解、尊重できるよう、学校教育の場や家庭で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を推進するとともに、親に対し、家庭での性教育の必要性についての啓発に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
23	人権教育・男女平等教育の推進	毎年、人権教育研究校2校と男女平等教育推進校1校を指定し、男女の協力や家庭と家族に関する適切な学習活動を推進します。	指導課
24	技術・家庭科教育の充実	保育学習における乳幼児との交流等を通して、お互いが協力して家庭生活を築いていくという意識が身に付くような教育を推進します。	保育課 指導課
25	個性重視の進路指導の充実	固定的な男女別の職業観にとらわれず、本人の適性、希望を踏まえ、主体的に進路の選択ができるよう、指導の充実を図ります。	指導課
26	キャリア教育の推進	職場見学や職場体験学習、男女平等教育資料「自分らしく」を活用し、キャリア教育を推進します。	指導課 男女共同参画課
27	国際理解教育の推進	小・中学校における地域人材の活用や外国語指導助手（ALT）による国際理解教育の推進を図ります。	指導課
28	性教育の充実	児童、生徒の発達段階に応じて、性を総合的にとらえ、知識を得るだけでなく、男女それぞれの特性を知り、互いを	指導課

		尊重し、協力する態度を育てます。	
29	教職員研修の充実	男女共同参画社会づくり及び人権教育の一環として、教職員に対し、男女平等教育に関する研修等の充実を図ります。	指導課

### 施策の方向 3) 多様な生涯学習の推進

人権尊重を基盤にした男女平等意識を形成し、男女がともに多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するため、誰もが地域等さまざまな場で人権や男女共同参画に関する学習に参加できるよう、学習機会や情報提供の充実を図ります。

男女共同参画の意義について理解を広げ深めるため、参加しやすいテーマや時間帯を考慮するなど工夫を重ねて、セミナーや講座等の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
30	公民館主催事業の充実	幅広い分野で男女共同参画の実現につながるよう、市民ニーズ等に応じた内容の講座を適宜織り込み、意識啓発を図ります。	公民館
31	女性セミナー等の充実	女性問題についての理解と認識を深めるため、幅広い女性向けセミナーや講座等を企画し、意識啓発を図ります。	公民館
32	男性向け講座等の充実	男性のための料理教室等、楽しみながら調理実習を行い、生活上の自立を支援します。さらに、実生活に即した講座を開設するなど、講座内容の充実を図ります。	公民館

### 基本課題3 男女共同参画の視点に立った意識改革の推進

#### 施策の方向 1) 固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し

性別に基づく固定的役割分担意識は、全ての人々が、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会実現の大きな障壁の一つとなっています。

この意識は、人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられており、時代とともに変わりつつあるものの、依然として根強く残っていることから、繰り返し男女共同参画についての関心を高めながら、着実に意識改革への取組を進めていくことが重要です。

特に女性だけではなく男性に対しても、男女平等、男女共同参画の実現を共通の課題として捉え、自主的な取組を促すよう働きかけることが必要です。

#### 施策の方向 1) 固定的性別役割分担意識の是正と慣行の見直し

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮して、多様な生き方を可能とするためには、社会における制度や慣行の見直しや固定的性別役割分担意識の是正、解消が重要です。

そのため、それらの意識醸成に向けた情報の収集、提供を図るとともに、多様なメディアを活用した広報・啓発活動や学習機会の提供等を推進します。

特にその担い手として、市職員の男女共同参画に対する理解の推進に取り組みます。

また、講演会等について、誰もが参加しやすく理解しやすいものとなるよう、様々な角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、内容の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
33	男女共同参画に関する講演会等の開催	一般市民を対象とした講演会等の開催に当たり、テーマや講師の選定等において工夫を重ねるとともに、より効果を高めるため、目的や対象等を絞った出前セミナー等を開催します。	男女共同参画課
34	啓発情報誌の発行	市報折込みにより、男女共同	男女共同参画

		参画推進だより「フレッシュ」を定期発行し、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する情報の提供を行います。	課
35	市職員研修の充実	階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員により一層の意識の深化を図ります。 また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための参加機会の拡大を図ります。	人事課 男女共同参画課
36	市施設における男女共同参画に関する情報提供の充実	市役所、支所の行政資料コーナー及び興風・せきやど図書館の女性情報コーナーにおいて、男女共同参画に関する情報提供の充実を図ります。	男女共同参画課
37	男女共同参画に関する関係資料の収集及び提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、広く適切に市民への情報提供を行います。	男女共同参画課

## 基本目標 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶

基本課題	1 性の尊重と暴力の根絶
	2 ドメスティック・バイオレンス対策と被害者の自立支援策の充実
	3 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等防止の充実

DV（配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力）、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、重大な人権侵害行為であり、男女がともに個人として尊重される社会を実現する上で、対応すべき最重要課題の一つです。

市民一人ひとりに人権を尊重する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV施策に関する基本方針に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護や自立支援のための施策を総合的に実施します。

また、これらの人権侵害行為の被害者は、多くの場合、女性です。その背景として、男女の社会的地位や経済力の格差等に加え、固定的性別役割分担意識が是正、解消されていないという大きな課題が根底にあります。

女性への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、NPO法人のだフレンドシップ青い鳥等の関係機関と連携し、DV被害者の相談対応に加え、保護から自立まで一貫した、きめ細かい支援を行います。

また、DV被害者に対する支援については、それぞれのケースに応じて適切な対応が図れるよう、支援策の充実が重要となることから、県においても、国の補助金等を活用し、DV被害者等に対する宿泊費等助成の拡充を図ることが必要です。

一方、配偶者等からの暴力や性暴力等の被害者について、男性、性的少数者の存在も明らかになるとともに、インターネット接続を介して、子どもが性犯罪被害に遭うなどの深刻な問題も発生しており、全ての被害者を視野に、総合的かつ適切な対応を図ります。

男女雇用機会均等法等の関係法令を浸透させるための広報・啓発活動を行うとともに、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等、女性が個性と能力を十分発揮できる環境づくりに取り組みます。

### 基本課題 1 性の尊重と暴力の根絶

施策の方向	1) 性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発
-------	-----------------------------------

暴力は、重大な人権侵害であり、いかなる場合にも許されるものではありません。

性別に関わらず、誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の人権侵害となる行為を容認しない社会的風土・風潮を醸成することが必要です。

特に女性への暴力は、身近な問題であり、多くの人々に関わる社会的・構造的な問題です。DV被害の予防や早期発見のため、広報・啓発活動の充実を図るとともに、DV被害を受けた女性への支援体制整備等、迅速、適切かつきめ細かな対策が重要です。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、尊重し合うことが必要です。

最近では、女性に対する暴力の低年齢化とともに、潜在化しやすい性暴力被害者への積極的な支援の必要性も指摘されており、これらの新たな課題への対応が求められます。

施策の方向 1) 性の尊重と女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発

DVについては、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの観点から、誰もがDVについての理解を深め、暴力を容認しない意識を醸成するとともに、DVの予防や早期発見に向けて、広報・啓発活動の拡充を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
38	女性（異性）に対する暴力防止に関する啓発活動の拡充	DVに対する正しい認識と理解を深めるため、講座、講演会の開催、情報誌、広報誌における記事の掲載等、啓発活動の拡充を図ります。	男女共同参画課
39	市職員に対する共通理解の浸透の推進	二次被害の防止等各窓口でDV被害女性への適切な対応が図れるよう、職員への研修を実施するとともに、職員対応マニュアルを更新します。	男女共同参画課

基本課題 2 ドメスティック・バイオレンス対策と被害者の自立支援策の  
充実

施策の方向	1) DV被害防止に向けた啓発
	2) 配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底
	3) 児童虐待等防止対策の充実

異性、特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会の実現のために克服すべき最重要課題のひとつです。

そのため、女性に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DV等について理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等の各種対策の充実、強化が求められています。

特にDVの防止から被害者の自立まで、切れ目のない支援を実現することが重要であり、その一環として、DV被害者の子どもに対する心のケアや就学支援等に留意することが大切となります。

また、DV等については、男性の側の理解が遅れがちであることから、男性への啓発活動の充実が重要です。

児童、高齢者及び障がい者への虐待については、その被害が潜在化し、発見しにくい場合が多いことから、虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう、関係機関との連携を充実、強化する取組が求められます。

特に社会保障と税の共通番号（マイナンバー）の運用が、平成28（2016）年1月から始まることを受け、情報の共有化やワンストップ化による利便性向上等の面と併せ、情報管理のあり方が必要です。

また、DV被害者の生命に危険が及ぶような緊急時において、スムーズな支援を行うためには、地域での機動的なネットワークの構築が不可欠であるとともに、DV被害者の安全を確保し、安全で安心して自立した生活が営めるよう、個人情報の一層の管理徹底に向けた取組が重要です。

施策の方向 1) DV被害防止に向けた啓発

女性に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DV等について理解を深めるため、関係法令の周知、啓発を推進します。

中高生の若年層を対象にデートDV等の啓発、予防に向けた取組を拡充し、男女共同参画の視点に立った教育、学習の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
40	D V被害防止に向けた若年層等への啓発の拡充	D V被害は若年層の間でも広がっていることから、デートD Vに関する理解と予防に向けて、生徒や教職員等を対象にデートD V講演会や研修等を実施し、啓発活動の拡充を図ります。	男女共同参画課
41	法制度や各種支援策の周知、啓発の充実	市ホームページ等をはじめ、効果的な方法、手段を活用して、D V防止法をはじめとする関係法令の内容や各種支援策の周知、啓発の充実を図ります。	男女共同参画課
42	「男性のための総合相談」の情報提供 (基本目標 13 再掲)	男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みについて、県が実施する「男性のための総合相談」に関する情報を提供します。	男女共同参画課
43	啓発情報誌の発行 (基本目標 34 再掲)	市報折込みにより、男女共同参画推進だより「フレッシュ」を定期発行し、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する情報の提供を行います。	男女共同参画課
44	「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(野田市D V被害女性支援基本計画)」の見直し	第3次野田市男女共同参画計画等に沿って、「第2次野田市ドメスティック・バイオレンス総合対策大綱(野田市D V被害女性支援基本計画)」の見直しを行います。	男女共同参画課

## 施策の方向 2) 配偶者暴力相談支援センター業務の推進と情報管理の徹底

D Vの被害を深刻化させないため、引き続き、D V被害者の早期発見に努めます。

また、D V被害女性の様々な相談に応じ、解決に向けて適切に助言、指導が行えるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実、強化を図るとともに、一時保

護施設（シェルター）を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を推進します。

特に暴力を避けるため、保護を求めるDV被害者やその子どもについては、DV被害者の意志を尊重した上で、危険性や緊急性等を勘案しつつ、一時保護施設（シェルター）の一部管理を委託するNPO法人のだフレンドシップ青い鳥と連携し、被害者の安全確保を最優先に緊急一時保護施設への入所等適切な一時保護等を実施します。

さらに、自立した生活を希望するDV被害者に対し、支援情報の提供や同行支援等を適切に行うとともに、安全で安心した生活を営めるよう、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を行います。あわせて、引き続き、千葉県配偶者増力相談支援センター等の関係機関との連携を強化するとともに、DV被害者及びその関係者等に関する情報の保護強化に取り組みます。

相談窓口担当職員のスキル向上のため、相談窓口職員に対する研修を実施するとともに、県担当課等が主催する研修会等への積極的参加を促します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
45	DV相談窓口の充実 (基本目標 11 再掲)	DV（配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力）被害女性の相談に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
46	緊急一時保護施設（シェルター）による保護等の支援の実施	DV被害女性の安全の確保を最優先として、DV被害女性の視点に立って、保護から自立まで一貫した、きめ細かな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
47	緊急生活支援資金の助成	所持金を持たないシェルター入所中の被害女性（市民）に対し、自立に向けて必要な関係機関への相談や保護命令の申立てに必要な経費等を助成します。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)

48	カウンセリング受診の助成	シェルター入所中の被害女性（市民）が心身の健康を回復させるため、本人の意思に基づき、医学的又は心理学的な治療として、市内精神科医によりカウンセリングを受診した場合、その経費を助成します。	配偶者暴力相談支援センター （男女共同参画課）
49	ステップハウスの活用	市営住宅を目的外使用し、シェルター入所中の被害女性等が精神的ケアと経済的自立に向けた生活の準備をするために活用します。	配偶者暴力相談支援センター （男女共同参画課） 建築指導課
50	市営住宅における入居資格条件の緩和	シェルターに入所していた被害女性（市民）で、離婚が成立していない場合においても、ひとり親家庭と同等とし、市営住宅における入居資格条件を緩和します。	建築指導課 配偶者暴力相談支援センター （男女共同参画課）
51	民間賃貸住宅入居時家賃等の助成（DV被害女性要件）	緊急に居住の場を確保する必要があるシェルター入所中の被害女性（市民）で、市内、市外の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成します。	建築指導課 配偶者暴力相談支援センター （男女共同参画課）
52	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援の実施（DV被害女性要件）	連帯保証人が確保できないなどの理由により、市内の民間賃貸住宅への入居に困窮しているシェルター入所中又は入所していたDV被害女性世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者等の場	建築指導課 配偶者暴力相談支援センター （男女共同参画課）

		合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	
53	民間団体との連携による支援体制の強化	シェルターの運營業務の一部を民間団体に委託し、官民が協働した支援体制の強化を図ります。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
54	ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実	ひとり親家庭となった直後の生活や育児支援のため、ヘルパーや保育士を派遣する事業を、野田市母子寡婦福祉会に委託し、実施しています。求職活動時等にも支援できる体制に拡充しており、さらに事業の周知を図ります。	児童家庭課 配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
55	広域的な対応を図るための他自治体への理解と協力依頼	市民以外のDV被害女性も柔軟に受け入れることとし、自治体間依頼に基づく市民以外の保護については、住所地自治体に対し、本人の自立の意思確認や援護等の実施責任等を要請します。 一方、DV被害女性(市民)が他自治体での自立を目指す際には、市民以外のDV被害女性を柔軟に受け入れてもらえるよう、他自治体への理解と協力を要請するとともに、情報提供や支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
56	野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会による連携体制の強化	関係機関等の連携体制を強化し、迅速な対応を図るため、野田市ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会による情報交換を密にし、情報の共有化を推進します。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)

施策の方向 3) 児童虐待等防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する重大な問題であり、子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成にも重大な影響を与えます。

そのため、野田市児童虐待防止総合対策大綱に基づき、関係機関、地域等と連携して、児童の安全を最優先とした支援を図ります。

特に暴力は重大な人権侵害であるという意識啓発に取り組むとともに、児童虐待に関する情報提供を受けた場合、支援の必要な子どもや家庭に対し、適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制の充実、強化を図ります。

また、児童虐待についての通告があった場合、原則として48時間以内に調査するなど関係機関とともに迅速な対応を図っていますが、関係機関相互の連携のもと、さらなる児童虐待の早期発見、早期対応に向けて取り組むとともに、児童虐待の防止、要保護児童、居住実態を把握できない児童の早期発見・対応等の支援を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
57	児童虐待相談受付電話「子どもSOS」の運営と周知 (基本目標 15 再掲)	虐待を受けている子ども本人や虐待の疑いのある親子を発見した人からの通報及び虐待をしているのではと悩んでいる保護者等からの電話相談に対応し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、関係機関との連携を密に図りつつ、きめ細かい支援を行います。	児童家庭課
58	野田市要保護児童対策地域協議会による連携体制の強化	千葉県柏児童相談所をはじめとする関係機関との連携及び情報の共有化を進め、児童虐待の未然防止、早期発見及びケースの進行管理による児童虐待の重篤化を防ぎます。	児童家庭課
59	乳児家庭全戸訪問事業の実施	全ての乳児の家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぎ、居宅において子育て支援に対する必要な情報提供を行うとともに、様々な不安や悩みを聴取し、要支援児童の早期対応を	保健センター

	図ります。	
--	-------	--

### 基本課題3 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等防止の充実

施策の方向	1) セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進
	2) ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるとともに、生活にまで深刻な影響を与えます。

また、セクシュアル・ハラスメントは職場だけでなく、地域や学校等あらゆる場で起こる可能性があります。

セクシュアル・ハラスメントの予防と対策の取組は、男女労働者がセクシュアル・ハラスメントのない職場でいきいきと働くことができる雇用管理の実現に向けての重要課題の一つです。

最近では、セクシュアル・ハラスメントに加えて、新たにマタハラ（マタニティ・ハラスメント）等が問題となっています。これらの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、決して許されるものではないという意識を徹底させるとともに、暴力を根絶するための基盤づくりに取り組むことが必要です。

また、ストーカー行為等は、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものです。ストーカー行為や性犯罪等について、取締りを徹底するなど取組の強化が求められます。

#### 施策の方向 1) セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けて、民間企業等に対し、関係機関との連携のもと、男女雇用機会均等法の趣旨に基づく実効性のある対応を講じるよう啓発を推進します。

市や学校等において、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等のない職場環境、教育環境づくりに取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
60	民間企業におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マ	「男女雇用機会均等法」及び同法に基づく指針について周知を図り、事業主等の認識を	商工課 男女共同参画課

	タニティ・パワーハラスメント等)に対する防止対策の促進	高めるとともに、防止対策の徹底を図るため、相談体制の確立及び職場研修等の実施を働きかけます。	
61	市におけるあらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)に対する防止対策の推進	あらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)防止に係る市全職員の意識啓発の徹底及び苦情相談員の周知を図り、相談等に適切に対処する工夫を図ります。	人事課
62	学校におけるあらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)に対する防止対策の推進	学校におけるあらゆるハラスメント(セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等)防止のための啓発や相談体制の拡充を図るとともに、教職員研修を実施し、防止対策の充実を図ります。	学校教育課 指導課

### 施策の方向 2) ストーカーや性犯罪等の防止対策の推進

売買春防止についての広報、啓発を推進するとともに、ストーカー被害者等が、早期に警察等の関係機関へ相談し、迅速かつ適切な対応が図られるよう、ストーカー規制法等関係法令の周知、啓発等を図ります。

また、引き続き、「学校メール」や「まめメール」等の配信により、防犯等に関する情報提供の充実を図ります。

さらに、犯罪防止に資する各種施設の整備、普及を図り、犯罪被害に遭いにくい、安全・安心なまちづくりを推進するとともに、自治体やボランティア団体等と連携し、防犯対策の取組を推進します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
63	ストーカー規制法の周知、啓発の推進	被害女性をストーカー行為等から守るため、ストーカー規制法の周知、啓発を推進するとともに、関係機関等との連携強化を図ります。	男女共同参画課
64	性犯罪被害者の支援	性犯罪の被害に遭った際の相	男女共同参画

	の実施	談に対応するため、職員の知識の習得等を図るとともに、相談窓口等の情報提供を行います。	課
65	売買春等の防止対策の広報、啓発の推進	児童に対する性的暴力や児童買春等を許さない社会づくりに向けた広報、啓発を推進します。 また、売買春は女性の性を商品化するものであることから、女性の人権を尊重する広報、啓発を推進します。	青少年課 青少年センター 男女共同参画課
66	地域での防犯体制の推進	自治会等と行政が適正な役割分担のもと、連携を図り、自主防犯パトロール隊を全市的に広げ、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯推進員による「まめばん」での見守りや青色回転灯搭載車両を利用した防犯パトロールを実施します。	市民生活課
67	防犯灯の計画的整備	夜間の女性の通行の安全を確保するため、防犯灯の計画的整備を図ります。	市民生活課
68	コミュニティサイトに起因する人権侵害等の予防、啓発の推進 (基本目標 3 再掲)	インターネット利用に起因する人権侵害や性犯罪等の予防や啓発のため、人権に関する知識を習得し、理解を深めるため、学校等における講演会等を開催します。	人権施策推進課 男女共同参画課 指導課 青少年課

## 基本目標 男女がともに社会のあらゆる分野に参画する 機会の拡充

基本課題	1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画推進
	2 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画促進
	3 あらゆる分野における女性の参画推進

将来にわたり持続可能で活力ある社会経済を構築するためには、ダイバーシティ（多様性）の考え方にに基づき、多様な人材の能力を活用するとともに、多様な視点を導入することが重要です。

そのため、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合う、男女共同参画社会の実現を目指します。

また、あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて、市が率先して取り組みます。

企業等の職場において、誰もが働きやすい環境を整備、拡大することは、効果的な働き方の実現にもつながります。

市においても、女性の活躍推進に向けた国の取組等に適切に対応しつつ、女性の登用を積極的に進め、指導的立場の女性が増えるよう、民間企業や地域等への働きかけを行います。

### 基本課題 1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画推進

施策の方向	1) 審議会等における女性の参画推進
	2) 女性職員の人材育成

市民の半数は女性であり、男性です。あらゆる分野において、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

特に市の政策や方針決定過程において、女性の参画が推進されることにより、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供が可能となります。

そのため、市政の政策形成に多様な視点や発想を取り入れ、男女がともに暮らしやすく、満足度の高い市政を実現するため、市審議会等の委員への女性の参加を推進し、市の政策や方針決定過程への女性の参画を拡大します。

あわせて、あらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見が対等に反映されるよう、民間企業や地域等への働きかけを行います。

また、民間企業等の模範となるよう、市が率先して女性の登用拡大に向けた人材育成等の取組を推進します。これにより、市の組織力が高まり、市民サー

ビスの一層の向上が図られると期待されます。

指導的な地位にある女性の役割を高めるために、シングルマザーや非正規で働く女性も含めた全ての女性の待遇改善等を併せて行うとともに、人材育成や長時間労働の是正といった働き方の見直し等を含め、総合的、計画的に取り組みます。

### 施策の方向 1) 審議会等における女性の参画推進

市が率先して女性の参画を推進するため、審議会等委員への女性の積極的登用を図ります。

特に女性委員の登用が進まない審議会等に対し、審議会等への公募委員の導入に関する基本方針を基本としつつ、必要に応じて、柔軟な委員候補の選出等女性委員の積極的な登用を働きかけるなどの取組を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
69	審議会等における女性委員の登用率の拡大	各種審議会等の委員について、女性委員の割合を50%にすることを旨とするとともに、女性のいない審議会等の解消を図り、定期的な把握、公表を行います。	男女共同参画課 各課

### 施策の方向 2) 女性職員の人材育成

政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、市の率先した取組が求められます。

そのため、市の政策や方針決定過程に男女が対等に参画し、男女の意見が十分反映されるよう、長期的な視野に立った人材育成を図るとともに、多様なキャリアを積むことができる人員配置を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
70	市女性職員の人材育成	市女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための参加機会の拡大を図ります。	人事課

71	市女性職員の登用及び能力活用	市女性職員の管理監督職への登用を積極的に進めるとともに、幅広い分野のポストに積極的に配置し、能力の活用を図ります。	人事課 男女共同参画課
----	----------------	---	----------------

## 基本課題 2 企業・団体等における方針決定過程への女性の参画促進

施策の方向	1) 企業、団体等に対する啓発及び取組の推進
	2) 商工業、農業経営等への女性の参画促進

女性の社会のあらゆる分野への参画を実現することにより、労働力の提供のみならず、多様な人材の活躍による社会の活性化に多大な効果が見込まれるとともに、女性の持つ個性や能力が充分発揮されることにより、豊かな社会の形成につながります。

企業や団体等において、女性一人ひとりが政策や方針決定過程等の重要な場に積極的に参画することができるよう、男女ともに意識の転換を図るためのさらなる取組が必要です。

商工業や農林水産業等の自営業において、男女共同参画意識の確立が求められます。

### 施策の方向 1) 企業、団体等に対する啓発及び取組の推進

男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的、継続的に取組を図るよう、企業や団体等に対し、広報・啓発活動を行います。

また、企業や団体等において、管理職への登用等女性の能力活用を図るとともに、男女がともに働きやすい職場づくりを行うなどの男女共同参画に向けた積極的な取組を図るよう働きかけを行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
72	企業、団体等への広報、啓発の充実	企業・団体等の方針決定過程への女性の参画を促進するため、各種講演会や講座等の充実及び出前セミナーの実施等、広報・啓発活動の充実を図ります。	商工課 男女共同参画課

73	地域、市民団体等への広報、啓発の充実	各種講演会や講座等の充実及び出前セミナーの実施等により、女性リーダーを育成し、その能力と意思により、地域・市民団体等の方針決定過程への参画を促進します。	公民館 男女共同参画課
----	--------------------	--	----------------

### 施策の方向 2) 商工業・農業経営等への女性の参画促進

商工業、農林水産業等の自営業に携わる女性が、持てる能力を十分発揮し、働きに応じて適正な評価を受けつつ、対等なパートナーとして経営等に参画できる環境づくりを推進します。

また、農家において、家族経営協定を締結することにより、家族間で快適な労働環境がつけられるよう、農業者への普及促進を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
74	女性商工業者（自営業）等への経営参画の促進等	女性の経営的地位向上及び経営参画促進のため、各種講演会や講座等を充実するなど、広報・啓発活動の充実を図ります。	商工課
75	農家における家族経営協定の普及促進	家族経営内において、家族一人ひとりの役割を明確にし、女性農業者の経営参画と後継者育成を図るため、「家族経営協定」の締結を促進します。	農政課

### 基本課題3 あらゆる分野における女性の参画推進

施策の方向	1) 男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進
	2) まちづくり等における男女共同参画の推進

市の政策は、市民生活に大きな影響を与えます。

日頃より、男女のニーズの違いに配慮し、男女がともに男女共同参画の考えを共有することが重要です。

また、東日本大震災を教訓としつつ、各地で発生する大規模災害を通じて、

災害時の被災者支援、避難所運営等において、女性の視点の必要性、重要性が改めて認識されました。

災害時において、女性の意見が十分反映されるよう、災害対策決定の場や防災活動の場等に女性が参画できる仕組みづくりが必要です。

平常時においても、災害等に備えておくことが重要であり、災害に備えのあるまちづくりに向けて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や災害対策の強化が求められます。

さらに、日頃から地域において、生活全般にわたり、男女共同参画を推進する取組が必要です。

### 施策の方向 1) 男女共同参画の視点に立った地域防災対策の推進

災害発生時に加え、平常時においても、災害対策、防災活動等に男女それぞれの視点が十分かつ適切に反映されるよう、地域防災計画の見直しをはじめ、災害時における乳幼児、妊産婦、高齢者及び障がい者等に配慮した避難所の設営等、あらゆる防災施策において、男女共同参画の視点に立った取組を推進します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
76	男女の性別に配慮した「地域防災計画」の見直し	男女のニーズの違い等を把握し、男女双方の視点に十分配慮した防災体制づくりを推進するため、必要に応じて地域防災計画の見直しを行います。	市民生活課
77	防災会議等における女性委員の参画促進	防災会議、国民保護協議会における女性委員の参画を促進し、女性ならではの被災状況や支援策の把握を図ります。	市民生活課
78	地域の自主防災活動への女性の参画促進等	消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進するなど、地域住民が男女を問わず防災対策に取り組むとともに、活動しやすい環境の確保を図ります。	消防総務課 市民生活課

## 基本目標 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本課題	1 男女ともに仕事と家庭を両立できる環境の整備
	2 子どもを産み育てやすい環境の整備
	3 地域活動への男女共同参画の推進
	4 女性の経済的自立支援

男女がともに多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分発揮して社会のあらゆる分野に対等に参画するとともに、安心、充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。

また、女性がその価値観やライフスタイル等に応じ、多様な働き方を選択できる環境づくりは、女性の個性・能力発揮を促進する上で重要です。

女性が自ら望む生き方の実現に向けて、様々なライフスタイル等に応じた多様な働き方への支援が求められます。

そのため、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図るとともに、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、女性の就業機会の拡大や継続的な就業等に向けた取組の充実、強化を図ります。

仕事と育児を両立することで出生率の底上げにもつながるとの指摘もあり、また、労働力人口の減少が懸念される中、男女ともに意欲と能力を発揮できる職場をつくることは、企業の競争力を高め、社会経済に活力をもたらします。

男女ともに仕事と育児の両立を図るため、ライフスタイルの変化等に対応して、安心して子育てに取り組める環境づくりを推進します。

親と子のニーズに適した多様な保育サービスの提供を行うとともに、平成27（2015）年度から本格施行される子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を図るなど、子育てを社会や地域全体で支援する施策の充実、強化を図り、男女ともに働きやすく生きやすい社会づくりに取り組みます。

さらに、男性が育児や介護、地域活動等に参画できる環境の整備に向けて、市民や企業、地域等が主体的に取り組むよう、働きかけを行います。

### 基本課題 1 男女ともに仕事と家庭を両立できる環境の整備

施策の方向	1) 働き続けやすい環境の整備促進
-------	-------------------

政府は、平成32（2020）年までに年次有給休暇取得率を70%にする目標を掲げています。（2010年の「新成長戦略」、「仕事と生活の調和推進のための行動

指針」)

また、女性の社会での活躍に向けて、「男女雇用機会均等法」をはじめ、「育児・介護休業法」、「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」等の法的整備が進められてきています。

しかし、雇用等の分野において、固定的性別役割分担意識は根強く残っており、女性が結婚や出産を機に離職した場合、再就職等をするには非常に困難な状況に置かれています。

企業においても、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、今後働き手が減少していく中で、企業の生産性向上等にもつながることから、雇用等の分野においても、固定的性別役割分担意識を解消し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための環境整備が求められます。

高齢者が急増し、在宅医療・介護を支える人材不足が懸念される中、資格がありながら就労していない潜在看護師・介護職員の現場復帰しやすい環境づくりが必要となるなど、妊娠や出産、育児等による不利益や差別をなくし、働きながらそれらができる労働条件、労働環境、社会環境等の整備、保障を実現することが重要です。

そのため、行政をはじめ、市民や企業、地域活動団体等様々な主体が連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、積極的に取り組むことが必要です。

#### 施策の方向 1) 働き続けやすい環境の整備促進

市が率先して、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むとともに、企業等において、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を促進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する広報、啓発活動を推進します。

また、男女がともに育児休業制度や介護休業制度等に関する認識を深めつつ、それらを取得しやすい環境整備に向けて、労働者や事業主に対し、次世代育成支援対策推進法や男女雇用機会均等法等関係法令の周知、啓発や育児休業制度、介護休業制度等についての情報提供を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
79	労働者の権利の周知、啓発の推進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、「男女雇用機会均等法」や「育児休業・介護休業法」等関係法令の周知、啓発を図ります。	商工課
80	労働関係資料の収集	各種労働関係資料を積極的に	商工課

	及び提供	収集し、広く市民に提供します。	男女共同参画課
81	企業における育児休業制度等の充実促進	未だに職場内に残っている男性優位の考え方や、固定的性別役割分担意識に基づく不平等や不均衡の問題に対する見直しと、育児休業・介護休業制度等の充実を図るための啓発に取り組み、職場の意識や職場風土の改革を促進します。	商工課
82	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進	あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知や女性のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	商工課 男女共同参画課
83	「野田市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	平成37年3月まで延長された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「野田市特定事業主行動計画」の周知を図り、育児休業や各種休暇制度の利用を促進するなど、市職員が率先して「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた取組を推進します。	人事課
84	市職員研修の充実 (基本目標 35 再掲)	階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員により一層の意識の深化を図ります。 また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための参加機会の拡大を図ります。	人事課
85	市の公共工事等の入札におけるインセン	市の入札において、総合評価方式における発注者別評価点	管財課

	タイプ強化	の見直しを行い、女性の雇用に取り組む企業のインセンティブ強化を図ります。	
--	-------	--------------------------------------	--

## 基本課題 2 子どもを産み育てやすい環境の整備

施策の方向	1) 子ども・子育て環境の整備、充実
	2) ひとり親家庭に対する支援の充実
	3) 子育て情報の提供推進

「男性は仕事、女性は家事や育児」という役割分担意識のもと、子育てや介護に関しては、女性に負担が大きくかかる傾向があります。

また、働き手が減り、女性や高齢者の活躍が期待される中、子育てや介護のあり方が課題となっています。

子育てを行う人や家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、家庭、地域、事業者及び行政が一体となり、様々な育児サービス等の充実を図るとともに、社会全体、地域全体で次代を担う子どもたちの成長を支え、子育てを行うという意識を醸成することが重要です。

また、未婚、離婚の増加や高齢化の進展により、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。

ライフスタイルの変化等に対応し、男女がともにあらゆる分野における活動に参画する機会を確保するため、多様な保育ニーズに合わせたきめ細かな保育サービスやひとり親家庭への支援等の充実、強化が求められます。

あわせて、男女がともに参加できる育児環境の充実を図るため、子育て等に関する情報提供が必要です。

### 施策の方向 1) 子ども・子育て環境の整備、充実

子育てを社会全体や地域全体で支援するとともに、多様なライフスタイルや保育ニーズに対応した、保育体制の整備等サービスの充実、強化を図ります。

特に平成27年度から本格施行される子ども・子育て支援法に基づく、新たな子ども・子育て新制度のもとで量的拡大と質の改善を図り、安心して子どもを産み育てる環境の整備を図ります。

男女がともに参加できる育児環境の充実を推進するとともに、男女がともに子育てを担えるよう、男性への意識啓発や男性の育児知識・能力の育成、子育てへの参加促進を図ります。

また、働く親の支援と児童の健全育成を図るため、保育所、学童保育等、新制度に位置付けられた地域子育て支援事業の運営の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
86	産休・育休明け保育の円滑な利用の確保	育児休業制度の普及を踏まえ、今後見込まれる産休明け保育の利用ニーズに留意しつつ、子ども・子育て支援新制度における基本指針を踏まえ、事業の充実を検討します。	保育課
87	延長保育の充実	就労形態の多様化等に対応するため、全公立保育所において、午前7時から午後7時までの延長保育を行うとともに、指定管理者を導入した公立保育所及び民間保育所において、午後8時以降の延長保育を行います。	保育課
88	休日保育の充実	休日出勤やその他の理由により保育できない場合等に対応するため、指定管理者を導入した公立保育所1カ所及び民間保育所1カ所で休日保育を行います。	保育課
89	病児・病後児保育の充実	病気又は病気回復期の児童が集団保育できない状態等に対応するため、小張総合病院内に開設している「ひばりルーム」に委託し、保育を行います。	保育課
90	保育所の施設整備の推進	子ども・子育て支援新制度に基づく次期エンゼルプランにおける事業目標量及び待機児童の推移を踏まえ、民間活力の導入を基本とした最適な方策により整備を図ります。	保育課
91	訪問型一時保育の実施	子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に	児童家庭課

		位置付けられる一時預かり事業の基準への合致を念頭に置きつつ、引き続き、NPO法人への委託により、保護者が病気等の場合に一時的に児童の居宅に保育士を派遣し、保育を行います。	
92	一時保育の実施	子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に位置付けられる一時預かり事業の基準を踏まえつつ、引き続き、保護者が病気等の場合に一時的に児童の預かり保育を行います。	保育課
93	駅前保育の整備	駅前等の利便性の高い場所で保育サービスを提供することについて、需要バランスに配慮しつつ、民間保育所の動向を注視しつつ、整備の必要性について検討します。	保育課
94	学童保育所の受入れ体制の整備	子ども・子育て支援新制度に基づく、学童保育所の新たな基準への対応を図るとともに学校区単位で過密化した学童保育所について、過密化の解消を図るため、新設の学童保育所を検討します。 また、行政大綱の方針に則り市直営の学童保育所の社会福祉協議会への委託を進めます。	児童家庭課
95	ファミリー・サポート・センター事業の利用拡大	育児支援を受けたい人で行いたい人が会員登録した組織により、保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的な預かり等を、社会福祉協議会に運営業務を委託して実施するとともに、多様なニーズに対応す	児童家庭課

		るため、提供会員の拡充を図ります。	
96	子育てサロンの整備 推進	民間活力を活用した多様で柔軟な子育て支援を推進するため、NPO団体が運営する「子育てサロン」事業を支援して、子育て世代の交流や相談、一時預かり等を実施します。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。	児童家庭課
97	つどいの広場事業の 充実	関宿地域の子育て支援拠点として、乳幼児を持つ保護者同士が気軽に交流を図り、講座の開催や保護者からの相談にアドバイザーが助言するなど、子育てへの不安感を取り除く場として、NPO団体への委託により実施します。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。	児童家庭課
98	地域子育て支援セン ターの充実	地域での子育て相談や親子間の交流等の情報交換ができることで、子育てに対する不安等の解消ができるよう、一層の充実を図ります。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。	保育課
99	子ども支援室の設置 による切れ目ない支 援の推進	妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談について、ワンストップで総合的に対応できる拠点として、子ども支援室を設置し、保健師、保育	保健センター 児童家庭課 社会福祉課 指導課

		<p>士、臨床発達心理士を配置するとともに、子育て支援総合コーディネート事業を市直営として支援室で実施します。子ども支援室では、全ての妊産婦の情報を把握し、母子保健・子育て支援・発達支援など、ライフステージに応じた継続的で切れ目ない支援体制を築き、妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、発達障がいにおいて重要である早期発見・早期療育へとつなげます。また、妊娠期からの支援等により、望まない妊娠などによる児童虐待のリスクの軽減なども図ります。</p>	
100	相談・支援体制の整備、充実	<p>生活困窮者の自立を支援するため、就職等の相談を含め自立に向けた相談支援事業の窓口の整備、充実を図るとともに、住居確保給付金の支給等の支援を行います。</p>	<p>社会福祉課 (パーソナルサポートセンター)</p>
101	学習機会の提供、充実	<p>生活困窮者の自立を支援するため、困窮家庭の子どもへの学習支援を行います。</p>	<p>社会福祉課 (パーソナルサポートセンター)</p>
102	子ども医療費助成の拡大	<p>子育て世帯の負担を軽減するため、通院医療費を中学3年生まで助成対象として拡大を図ります。拡大に当たり、受益者負担の原則と受益の公平性の観点並びに制度の安定性を維持するため、通院1件、入院1日当たり自己負担を助成対象の全年齢で300円とします。</p>	<p>児童家庭課</p>

103	求職者子育て支援サービスの実施	求職活動中の保育所申込者で希望する保育所に空きがなく入所許可とならなかった保護者が、求職活動の際に児童の保育のために利用した子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター事業、訪問型一時保育事業）の費用を助成します。	保育課
-----	-----------------	--	-----

施策の方向 2) ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭の安定した生活と、子育てや就労のための情報提供を推進します。

また、ひとり親家庭の生活を支援し、経済的自立を図るため、子育てにともなう経済的負担の軽減等様々な支援の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
104	母子家庭・婦人相談の実施	母子家庭等の自立を図るため、母子・父子自立支援員が相談者のニーズに合った情報提供や生活相談の助言を行います。	児童家庭課
105	ひとり親家庭等の生活の向上と児童の健全育成に向けた支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、引き続き、母子・父子自立支援員と主任児童委員が連携して母子・父子家庭を訪問する相談事業や、弁護士による養育費等個別法律相談会、母子寡婦福祉会による月1回の養育費等法律相談を効果的な事業として継続します。また、養育費等個別法律相談会について、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進により寄与するため、国	児童家庭課

		<p>の「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に定められた「母子家庭等地域生活支援事業」に位置付けて、国庫補助を活用し、実施するよう検討します。</p> <p>また、税制上、保育料等の算定に当たり不利な扱いとなる未婚の母・父について、寡婦・寡夫控除のみなし適用を対象事業の範囲を検討した上で実施します。</p>	
106	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化	母子家庭の母及び父子家庭の就業を支援するため、ハローワーク野田や市の無料職業紹介所と連携し、個々の母子家庭の状況やニーズに応じて、きめ細かな自立・就労支援を推進するとともに、支援体制の強化を図ります。	児童家庭課
107	市の無料職業紹介所を活用したひとり親家庭向け求人情報の開拓及び情報提供	市の無料職業紹介所と連携し、ひとり親家庭の雇用を促進するための啓発を図ります。 <p>また、平成25年8月に実施した「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果、母子家庭の母の8割が正社員による就労を希望していることから、母子家庭向けの求人開拓を一層推進し、職業適性に配慮した職種の情報提供を図ります。</p>	商工課 児童家庭課
108	雇用促進奨励金の活用	ハローワーク野田や市の無料職業紹介所のあっせんにより、ひとり親家庭の父、または母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から賃	商工課

		金の10%を奨励金として交付し、雇用の促進を図ります。	
109	母子家庭等における自立支援策の活用	母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立を図るための「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業」や「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業」等、ひとり親家庭に対する生活支援策の活用を図ります。	児童家庭課 配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
110	ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知、啓発の推進	ひとり親家庭等の自立のための多様なニーズに柔軟に対応することを目的として、ひとり親になった直後の生活の安定などのために家庭生活支援員を派遣するとともに、経済的自立のため求職活動や残業時にも利用できるよう事業を拡充しており、引き続き、事業の周知、啓発を推進します。	児童家庭課
111	民間賃貸住宅入居時家賃等の助成 (ひとり親家庭要件)	18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持ち、ひとり親家庭となって6か月以内で、市内の民間賃貸住宅へ入居しようとする低額所得者に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部を助成します。	建築指導課 児童家庭課
112	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援の実施 (ひとり親家庭要件)	18歳に達する日以後の3月31日までの児童を持つひとり親家庭に対し、民間賃貸住宅の情報提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	建築指導課 児童家庭課

113	保育所、学童保育所における児童の受け入れの円滑化	ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、児童の保育所、学童保育所への優先入所等について配慮します。	児童家庭課 保育課
114	児童扶養手当等の支給事業の推進	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、制度の情報提供を図るとともに、手当の趣旨を説明し、円滑な支給と適正な運用を図ります。	児童家庭課

### 施策の方向 3) 子育て情報の提供推進

誰もが必要な時に子育てに関する情報を入手できるよう、常に広く新しい情報を収集するとともに、的確にその情報を提供します。

番号	具体的施策	概要	所管部署
115	子育て情報の提供	のだし子育てガイドブックを発行します。 また、子育て支援総合コーディネート窓口を設置して情報提供、相談業務を行うとともに、野田市子育て支援情報局のホームページとして「かるがもネット」を運営します。 (社会福祉協議会・委託事業)	児童家庭課 保育課

### 基本課題3 地域活動への男女共同参画の推進

施策の方向	1) 地域活動に参加しやすい環境づくり
-------	---------------------

これまでも、女性は地域での活動の担い手として大きな役割を果たしてきました。

その一方で、地域活動に携わる女性は多いものの、組織の中核に女性の参画が少ない傾向があります。

少子高齢化社会の進展とともに、地域の抱える課題が多様化、複雑化する中、女性がその個性や能力を十分発揮し、男女がともに生き生きと豊かに暮らせる社会を実現するため、地域、社会等様々な活動の場における男女共同参画を推進するための取組が求められます。

施策の方向 1) 地域活動に参加しやすい環境づくり

性別や年齢に関わらず、誰もが地域における様々な活動に参加し、生き生きと豊かに暮らせる社会を実現するため、男女ともに地域活動やボランティア等に積極的、主体的に参画できる環境づくりに取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
116	男性の地域活動への参画促進	男性が地域活動に参画するきっかけとなるような学習機会や情報を提供し、地域、文化及びスポーツ活動等への参画を促進します。	男女共同参画課
117	地区社会福祉協議会の活動の促進	社会福祉協議会を中核とした地区社会福祉協議会において、地域福祉の課題やニーズを受け止め、地域性に応じた各種サロンの開催や訪問を実施するなど活動の促進を図ります。	社会福祉協議会
118	ボランティア活動に参加しやすい環境の整備	市民誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、社会福祉協議会を核として各種養成講座を開催するとともに、情報提供や活動のアドバイスのできるリーダーの養成、ボランティア活動の連絡調整や活動の企画等を行う適切なコーディネーターの養成を図ります。 あわせて、生涯学習ボランティアの養成を図ります。	社会福祉協議会 社会教育課
119	行政職員の地域活動	地域活動をより活性化し、地	社会福祉課

	への参加	域と行政の協働によるまちづくりの推進を図るため、市職員の地域活動への参加を推進します。	人事課
120	託児サービスの拡充	育児期における女性の社会参加を支援するため、各種講演会等の行事の際の託児サービスの拡充を図ります。	各課
121	地域活動施設の整備	地域自治会活動の拠点として、自治会集会施設の整備に対し、計画的に支援を実施します。	市民生活課

#### 基本課題 4 女性の経済的自立支援

施策の方向	1) 再就職のための支援体制整備
	2) 女性のチャレンジ支援

経済分野において、成長の原動力として女性の活躍が求められていますが、経済活動において、女性の個性と能力を引き出し、活かすことは、生産性を高め、社会経済を活性化させるという点において重要です。

また、就業は生活を支える経済的基盤であるとともに、働くことにより、達成感が得られ、自己実現につながることから、男女平等参画社会の実現において、重要な意味を有しています。

そのため、女性の就業機会の拡大や継続的な就業支援が求められるとともに、結婚や出産により退職を余儀なくされた女性の再就職を支援することと併せ、働く場において女性が個性と能力を十分発揮できるよう、スキルアップ等への支援を行うことが必要です。

また、女性の起業等経済的自立に向けた多様な働き方へのチャレンジ支援が求められます。

#### 施策の方向 1) 再就職のための支援体制整備

女性が、ライフスタイルに応じて多様な職業を選択できるよう、啓発活動の充実を図ります。

女性が、出産、子育て等を機に就業中断を余儀なくされることがなく、生涯

を通じて経済的に自立し、安心して子どもを産み育てることができるよう、再就職や能力開発等に関して、ライフステージに応じた多様な働き方の実現に資する情報提供や相談の実施等に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
122	職業能力開発に係る講座の充実等	女性の職業能力の開発を支援するため、受講ニーズに合わせた講座内容を検討し、内容の充実を図ります。 また、県共生センターで開催される女性の職業能力開発講座等の情報を広く市民に提供します。	商工課 男女共同参画課
123	女性の再就職支援セミナーの開催	再就職を希望する女性を対象として、21世紀職業財団と連携を図り、地域職業訓練センターを活用して再就職セミナーを開催し、女性の就労を支援します。	商工課
124	女性、中高年齢者の就業機会の拡大	女性や中高年齢者の求職に対し、ハローワーク野田等と連携を図りながら、情報提供の充実、相談窓口の強化等により、就業機会の拡大を図ります。	商工課
125	就業相談の充実及び就労支援の推進	市独自の無料職業相談所を活用した情報提供を行うとともに、各企業に対し、求職者のあっせんを推進します。 また、就業相談員による求人情報の収集を図り、それぞれのニーズに合った就労を支援するとともに、「野田市パーソナルサポートセンター」において、就労等の総合的な支援を行います。	商工課 社会福祉課

## 施策の方向 2) 女性のチャレンジ支援

離職した女性が、その価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、起業のための各種講座や相談、情報提供等の充実に取り組みます。

また、起業を目指す女性のステップアップを図るため、スキルの取得や向上、キャリア形成、キャリアアップへの支援に取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
126	女性のチャレンジ支援の推進	各分野での人材育成を目指し、女性のチャレンジを総合的に支援するとともに、理工系分野等従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを重点的に支援するため、情報収集・提供を行います。	商工課 男女共同参画課
127	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進 (基本目標 82 再掲)	あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知や女性のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	商工課 男女共同参画課

## 基本目標 生き生きと安心して暮らせる社会づくり

基本課題	1 生涯を通じた健康づくり
	2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
	3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の形成に当たり、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手への思いやりを持って生きていくことが前提となります。

生涯を通じた女性の健康維持・増進のため、妊娠・出産期、高齢期等ライフステージに応じた情報提供や支援を行うなど、生涯を通じた健康づくりに向けて、様々な取組を推進します。

また、高齢者が、その意欲や能力を活かして生きがいを持って生活できるよう、社会参画の促進のための支援を充実するとともに、障がい者や外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

男女がともに介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービスや相談事業等の充実に取り組みます。

### 基本課題 1 生涯を通じた健康づくり

施策の方向	1) 性差医療に関する知識の普及
	2) 妊娠・出産・育児支援の充実

家族構成やライフスタイルの変化等により、ひとり親家庭や単身・高齢世帯が増加する中、女性は男性よりも平均的に長寿であることから、高齢者人口に占める女性の割合は高く、高齢期における生活や経済、介護問題等において、女性の方が影響を受けやすい状況に置かれています。

年齢を重ねても、できるだけ長く自立した生活を続けるため、若い頃からの生涯を通じた健康づくりが求められます。

また、女性は、妊娠・出産期、高齢期等の各段階において、男性とは健康上の違いがあり、生涯を通じた健康づくり、健康の維持増進のためには、性差に応じた的確な医療を受けることが重要です。

男女が互いに心身の健康について、正しい知識を身に付け、自分の健康を管理できるよう、健康教育、意識の普及、啓発に取り組むことが必要です。

## 施策の方向 1) 性差医療に関する知識の普及

生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面する中、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていけるよう、性と生殖に関する健康と権利に関する意識の啓発を図ります。

また、性差に応じた的確な医療を安心して受けられるよう、性差医療に関する情報提供を行います。

さらに、発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及を図るとともに、生涯を通じて心身ともに健康であるよう、健康づくりに向けた様々な取組を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
128	性差医療に関する情報提供の推進	性差医療について、主体となる野田健康福祉センター及び関係機関との連携により、性差に応じた的確な医療が受けられるよう、実施医療機関の情報提供を図ります。	保健センター 男女共同参画課
129	健康教育の充実	生活習慣病や骨粗しょう症、メタボリックシンドローム等の予防について、知識の普及及び情報提供を推進するため、健康教育の充実を図ります。	保健センター
130	健康づくり実践活動事業の推進	市内の各種団体の協力を得て、健康づくりに関する展示会及び発表会等を行うとともに、市民が自らの健康づくりについて考える機会を提供するため、「健康づくりフェスティバル」を開催します。	保健センター

## 施策の方向 2) 妊娠・出産・育児支援の充実

ライフスタイルが複雑化、多様化する中、女性の健康の維持、増進を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備するため、ライフステー

ジに応じた正しい情報の提供や支援を行うとともに、女性特有のがん検診の継続実施など健康づくりに向けた様々な取組を行います。

母性機能の尊重、保護の重要性について、啓発を推進するとともに、父親として妊娠期からの子育てに積極的に参加する取組を推進します。

また、女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、特に支援が必要な思春期保健の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
131	母子健康教育の充実	親子が健やかな生活を送れるよう、保健師が妊娠届出、母子健康手帳交付時に面接による保健指導を行い、妊娠、出産及び育児を支える相談相手として、保健センターの利用を推奨します。 また、父親の育児参加に関する内容の周知を図ります。	保健センター
132	両親学級の充実	妊娠、出産及び育児に関する正しい知識を修得し、仲間づくりをすることにより育児不安の軽減と孤立を防ぎ、健全な子どもを産み育てることができるよう両親学級を開催します。 また、夫婦で子育てする意識を高めるため父親の両親学級への参加を啓発し、父親の育児参加を推進します。	保健センター
133	育児学級の推進	親の心身の悩みや病気等により、ストレスや育児不安を抱える親が気軽に相談できる場を提供し、育児不安の解消、育児能力の向上及び児童虐待の未然防止を図ります。	保健センター
134	思春期の健康教育の推進	豊かな母性、父性を育むため、家庭や学校、地域ぐるみで命の大切さについて考える機会を持つとともに、性に関する	指導課 保健センター

		正しい知識、能力、技術を身に付けるよう健康教育を推進します。	
--	--	--------------------------------	--

## 基本課題 2 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

高齢化が進展する中、介護を必要とする高齢者は増加し、介護する側の高齢化も進んでいます。

その一方で、固定的性別役割分担意識とそれに基づく慣習、慣行や行動様式が残存し、女性が家事、育児等に加えて介護を行うケースが多く、また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担が大きいという現状があります。

家庭において、女性が家事、育児、介護等の過重な負担を負うことがなく、年代や性差を超えて、固定的役割分担意識にとらわれず自分らしく生きられる社会の実現が求められます。

また、介護を必要とする高齢者の増加に加えて、介護期間の長期化等により、介護ニーズはますます増大する中、核家族化が進み、介護する家族も高齢化するなど、家族だけで介護を行うことが難しい状況になってきています。

高齢になっても住み慣れた地域でできる限り継続して生活していけるよう、介護等における意識改革を図るとともに、介護をはじめ、医療、生活支援等様々な分野において、男女がともに参加し合いながら、高齢者や障がい者等を社会全体、地域全体で支えていくための環境整備等の取組が必要です。

施策の方向	1) 高齢者等の福祉の充実
	2) 介護支援策の充実

### 施策の方向 1) 高齢者等の福祉の充実

高齢者等が地域で安全に安心して暮らせるよう、社会全体、地域全体で支える環境整備を図るとともに、女性と男性がそれぞれの生き方の違いを尊重し、それぞれが持つ個性や能力を十分活かすことができるよう、あらゆる場における意識と行動の変革を推進します。

また、ひとり親家庭、ひとり暮らし高齢者、障がい者等が安心して生活が営めるよう、支援の充実を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
135	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	生涯学習では、生涯学習相談窓口等の充実を図るとともに、各種講座や講習会等を開催し、学習機会の拡充と支援を図ります。 誰もが生きがいを持ち地域への参加を通じて生涯に渡って学び合い、また、自身の培った知識や技術を地域に還元できるよう、その仕組みづくりに取り組めます。 生涯スポーツ活動では、スポーツ教室、指導者講習会、スポーツ大会等を開催し、健康づくりを推進します。	高齢者福祉課 社会教育課 社会体育課 公民館
136	世代間・地域間交流の促進	小・中学校で生活科や総合的な学習の時間等を利用して世代間交流事業を実施し、昔の遊びを学ぶとともに、施設を訪問し、介護やボランティア活動等を中心に交流を図ります。 また、保育所で地域の高齢者との触れ合い事業を実施し、交流を図ります。	指導課 保育課 高齢者福祉課
137	地域包括支援センターの充実	要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。	高齢者福祉課
138	認知症サポーター育成事業の推進	特に重要性が増している、認知症高齢者に係る取組を重点的に推進するため、認知症を理解し認知症とその家族を見	高齢者福祉課

		守る、認知症サポーターを育成し、市民の手で安心して暮らせるまちづくりを展開していけるよう支援します。	
139	高齢者等の生活の安全の確保	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるよう、悪徳商法の被害を未然に防ぐための講座や、野田市避難行動要支援者支援計画に基づく避難行動要支援者名簿の整備、地域ぐるみで犯罪を防止するための自治会や各団体等との連携の強化等を図ります。	市民生活課 社会福祉課 高齢者福祉課
140	障がい者総合相談の充実 (基本目標 16 再掲)	障がいのある人が、生きがいをもって自立した生活ができるよう支援するため、障がいのある人やその家族等に対し、日常生活上の相談を受けるとともに、就労に関する相談は、「障害者就業・生活支援センターはーとふる」にその機能を集約し、連携しながらきめ細かな支援を図ります。	社会福祉課
141	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の活用	地区社会福祉協議会が実施する事業の一環として、高齢者向けの「ふれあいいいききサロン事業」等を実施するとともに、障がい者の社会参加の促進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会 高齢者福祉課
142	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援 (高齢者世帯要件) (心身障がい者世帯要件)	【高齢者世帯要件】 満60歳以上の単身世帯又は満60歳以上の方のみの世帯 【心身障がい者世帯要件】 身体障害者手帳1級から4級までの方がいる世帯 療育手帳重度又は中度の方がいる世帯	建築指導課 高齢者福祉課 社会福祉課

		精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の方のいる世帯 それぞれの世帯に対し、民間賃貸住宅の情報提供、民間保証会社や既存の福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、低額所得者等の場合は、家賃等保証委託契約に要する費用の一部を助成します。	
--	--	--	--

## 施策の方向 2 ) 介護支援策の充実

2060年には人口の約 4 割が高齢者になると見込まれる中、高齢者に対する医療や介護のケアの必要性はますます高まると予想されます。

そのため、女性、男性ともに身体と心の健康に対応した多様な相談体制の構築を図ります。

また、仕事と家事、育児との両立に加え、介護との両立も求められる中、男性が介護に参画するよう、意識啓発や介護能力の向上等を支援するとともに、男女がともに介護を担う、高齢者の人権を尊重した介護体制を確立し、介護を社会全体、地域全体で支えていく環境整備に取り組みます。

介護予防や包括的支援事業を推進し、介護が必要となった場合でも、住み慣れたところで自立した生活を営むことができるよう、質の高い多様な介護サービスと併せ、住民相互の支え合いによる地域ぐるみの介護支援を推進します。

高齢者ニーズの多様化に加え、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の増加等に対応するため、介護保険サービスの提供とともに、医療、予防及び生活支援等を総合的に組み合わせた様々なサービスの提供を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
143	地域包括支援センターの充実 (基本目標 137 再掲)	要介護等認定者及び認知症高齢者、高齢者虐待等の高齢者に係る課題に対し、関係機関と連携しつつ、地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク協議会等の十分な活用を図り、高齢者の自立を支援します。	高齢者福祉課

144	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備推進	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を推進し、介護看護サービスの充実を図ります。	高齢者福祉課
145	はつらつ教室の充実	二次予防事業対象者に要介護状態になることを予防することはもとより、二次予防事業対象者から一般高齢者へ移行することを目的として、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上の各教室を開催します。	高齢者福祉課
146	健康づくり教室の充実	65歳以上の方を対象に、健康長寿を目標として運動器の機能向上、栄養改善ワンポイント指導、口腔機能ワンポイント指導の各教室を開催します。	保健センター
147	介護予防サポーター育成研修事業の推進	65歳以上の健康な人をはじめ、中高年の世代を対象に介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修を実施するなど、地域活動における組織の育成、支援を図ります。	保健センター 高齢者福祉課
148	居宅サービス、介護予防サービスの充実	市民の需要に十分対応できるよう、民間サービス事業者の参入促進や人材の確保、育成、サービス提供事業者への指導及び制度の周知徹底等を行い、居宅サービス、介護予防サービスの充実を図ります。	高齢者福祉課
149	家族介護者等助成事業の活用	介護保険制度導入後も依然として根強い家族介護への支援要望に対応するため、介護サービスを利用せずに重度の要介護者（要介護4、5の方）を介護している家族に対し、慰	高齢者福祉課

		労金を支給します。	
--	--	-----------	--

### 基本課題3 外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	1) 外国人のための情報提供及び生活支援策の推進
-------	--------------------------

政治や経済、文化等あらゆる分野で国際化が進む中、在留外国人の数は、近年増加傾向にあります。

日本で暮らす外国人、特に外国人女性の場合、言葉や価値観、文化等の違いにより、就職、子育て等をはじめとして、様々な生活上の問題に直面しています。

外国人と日本人が性別や国籍に関わらず、互いの生活や文化を理解、尊重し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行うため、身近な地域で交流を進め、相互理解を深めつつ、多様な生き方を認め合える意識を醸成することが重要です。

#### 施策の方向 1) 外国人のための情報提供及び生活支援策の推進

国際的視野に立った男女共同参画社会の形成に向けて、国際交流を推進し、外国人の生活安定と自立のための支援の充実を図ります。

特に外国人女性とその子どもが安心して暮らせるよう、行政サービスの多言語化等により、地域交流や情報提供、相談等の充実を推進するとともに、日本語での意思疎通が困難な外国人の子どもたち等への支援の充実、強化を図ります。

番号	具体的施策	概要	所管部署
150	外国人のための生活情報の提供	日本語と英語の2か国語で発行している外国人生活支援ガイドブックの多言語化を図ります。	企画調整課
151	野田市国際交流協会の活動支援	野田市国際交流協会による外国人との交流事業等を通じて、草の根レベルの市民主体の異文化交流、相互理解が図られていることから、外国人との交流を促進するため、野田市国際交流協会等の活動を支援します。	企画調整課

### 3 社会経済情勢等を踏まえて優先的に取り組むべき重点項目

男女共同参画社会とは、性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、責任を分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会の実現は、女性だけでなしえるものではなく、男女共同参画社会の実現に関する取組は、幅広い分野に及んでいます。

男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に各種施策を推進するとともに、特に重要性や緊急性等の高い事項については、重点的に取り組んでいくことが必要です。

そのため、第3次野田市男女共同参画計画では、5つの基本目標のもと、各種施策を推進する中で、本計画第3章「2 計画策定に当たっての考え方」に沿って、特に次の3項目について重点的に取り組みます。

#### 《重点項目》

- 1 様々な活動の場における男女共同参画の推進
- 2 女性（異性）に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進

#### 重点項目1 様々な活動の場における男女共同参画の推進

あらゆる分野において、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

特に市の政策や方針決定過程において、女性の参画が推進されることにより、バランスのとれた質の高い行政サービスの提供が可能となります。

また、女性の経済的な自立は、男女共同参画を推進する大きな要素にもなります。

あらゆる分野への女性の参画を通じて、男女双方の意見が対等に反映されるよう、女性の登用拡大に向けて取り組みます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
69	審議会等における女性委員の登用率の拡大	各種審議会等の委員について、女性委員の割合を50%にすることを旨とするとともに、	男女共同参画課 各課

		女性のいない審議会等の解消を図り、定期的な把握、公表を行います。	
70	市女性職員の人材育成	市女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための参加機会の拡大を図ります。	人事課
71	市女性職員の登用及び能力活用	市女性職員の管理監督職への登用を積極的に進めるとともに、幅広い分野のポストに積極的に配置し、能力の活用を図ります。	人事課 男女共同参画課
78	地域の自主防災活動への女性の参画促進等	消防団員、自主防災組織等地域の自主防災活動への女性の参画を促進するなど、地域住民が男女を問わず防災対策に取り組むとともに、活動しやすい環境の確保を図ります。	消防総務課 市民生活課

## 重点項目 2 女性（異性）へのあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、重大な人権侵害行為であり、男女がともに個人として尊重される社会を実現する上で、対応すべき最重要課題のひとつです。

市民一人ひとりに人権を尊重する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、女性への暴力の防止及び根絶に向けて、啓発活動の充実、強化を図るとともに、DV 被害者やその家族が安心して暮らせるよう、引き続き、NPO 法人のだフレンドシップ青い鳥等の関係機関と連携し、DV 被害者の相談対応に加えて、相談、保護から自立まで一貫した、きめ細かい支援等を行います。

番号	具体的施策	概要	所管部署
11	DV 相談窓口の充実	DV（配偶者、元配偶者、事実上婚姻関係にある者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力）被害女性の相談	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参

		に対し、被害女性の意思を踏まえた上で、最善の支援策や法制度の教示を行います。 また、行政支援が必要な相談者に対し、市職員が必要、適切な窓口へ同行し、きめ細かな支援を行います。	画課)
38	女性（異性）に対する暴力防止に関する啓発活動の拡充	DVに対する正しい認識と理解を深めるため、講座、講演会の開催、情報誌、広報誌における記事の掲載等、啓発活動の拡充を図ります。	男女共同参画課
40	DV被害防止に向けた若年層等への啓発	DV被害は若年層の間でも拡がっていることから、デートDVに関する理解と予防に向けて、生徒や教職員等を対象にデートDV講演会や研修等を実施し、啓発活動の拡充を図ります。	男女共同参画課
46	緊急一時保護施設（シェルター）による保護等の支援の実施	DV被害女性の安全の確保を最優先として、DV被害女性の視点に立って、保護から自立まで一貫した、きめ細やかな支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
53	民間団体との連携による支援体制の強化	シェルターの運營業務の一部を民間団体に委託し、官民が協働した支援体制の強化を図ります。	配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
61	市におけるあらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）に対する防止対策の推進	あらゆるハラスメント（セクシュアル・マタニティ・パワーハラスメント等）防止に係る市全職員の意識啓発の徹底及び苦情相談員の周知を図り、相談等に適切に対処する工夫を行います。	人事課

### 重点項目3 ワーク・ライフ・バランスへの取組の推進

男女がともに多様な生き方を尊重し、その個性と能力を發揮して社会のあらゆる分野に対等に参画するとともに、安心して充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要です。

男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、仕事や家庭における固定的性別役割分担意識の解消を図ります。

また、女性が経済的に自立し、出産や子育て、介護等により、就業を中断することなく継続できるよう、安心して子育てに取り組める環境づくり等に取り組めます。

番号	具体的施策	概要	所管部署
33	男女共同参画に関する講演会等の開催	一般市民を対象とした講演会等の開催に当たり、テーマや講師の選定等において工夫を重ねるとともに、より効果を高めるため、目的や対象等を絞った出前セミナー等を開催します。	男女共同参画課
35	市職員研修の充実	階層別の職員研修に男女共同参画問題を取り入れ、職員により一層の意識の深化を図ります。 また、女性職員の積極的な育成と能力の活用を図るため、職員研修の充実と能力開発のための参加機会の拡大を図ります。	人事課 男女共同参画課
82	「ワーク・ライフ・バランス」についての広報、啓発の推進	あらゆる年代を対象として、育児休業・介護休業制度等の周知や女性のキャリアアップの推進及び地域社会の大切さ等に関する各種講演会や講座等を開催し、広報、啓発を推進します。	商工課 男女共同参画課

85	市の公共工事等の入札におけるインセンティブ強化	市の入札において、総合評価方式における発注者別評価点の見直しを行い、女性の雇用に取り組む企業のインセンティブ強化を図ります。	管財課
87	延長保育の充実	就労形態の多様化等に対応するため、全公立保育所において、午前7時から午後7時までの延長保育を行うとともに、指定管理者を導入した公立保育所及び民間保育所において、午後8時以降の延長保育を行います。	保育課
90	保育所の施設整備の推進	子ども・子育て支援新制度に基づく次期エンゼルプランにおける事業目標量及び待機児童の推移を踏まえ、民間活力の導入を基本とした最適な方策により整備を図ります。	保育課
91	訪問型一時保育の実施	子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に位置付けられる一時預かり事業の基準への合致を念頭に置きつつ、引き続き、NPO法人への委託により、保護者が病気等の場合に一時的に児童の居宅に保育士を派遣し、保育を行います。	児童家庭課
92	一時保育の実施	子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に位置付けられる一時預かり事業の基準を踏まえつつ、引き続き、保護者が病気等の場合に一時的に児童の預かり保育を行います。	保育課
94	学童保育所の受入れ体制の整備	子ども・子育て支援新制度に基づく、学童保育所の新たな基準への対応を図るとともに	児童家庭課

		<p>学校区単位で過密化した学童保育所について、過密化の解消を図るため、新設の学童保育所を検討します。</p> <p>また、行政大綱の方針に則り市直営の学童保育所の社会福祉協議会への委託を進めます。</p>	
98	地域子育て支援センターの充実	<p>地域での子育て相談や親子間の交流等の情報交換ができることで、子育てに対する不安等の解消ができるよう、一層の充実を図ります。子ども・子育て支援新制度に位置付けられる地域子育て拠点事業として、実施事業の共通化を図ります。</p>	保育課
99	子ども支援室の設置による切れ目ない支援の推進	<p>妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談について、ワンストップで総合的に対応できる拠点として、子ども支援室を設置し、保健師、保育士、臨床発達心理士を配置するとともに、子育て支援総合コーディネート事業を市直営として支援室で実施します。</p> <p>子ども支援室では、全ての妊産婦の情報を把握し、母子保健・子育て支援・発達支援など、ライフステージに応じた継続的で切れ目ない支援体制を築き、妊産婦や子育てする方の不安感や孤立感の解消を図るとともに、発達障がいにおいて重要である早期発見・早期療育へとつなげます。</p> <p>また、妊娠期からの支援等により、望まない妊娠などによ</p>	保健センター 児童家庭課 社会福祉課 指導課

		る児童虐待のリスクの軽減なども図ります。	
105	ひとり親家庭等の生活の向上と児童の健全育成に向けた支援の充実	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、引き続き、母子・父子自立支援員と主任児童委員が連携して母子・父子家庭を訪問する相談事業や、弁護士による養育費等個別法律相談会、母子寡婦福祉会による月1回の養育費等法律相談を効果的な事業として継続します。 また、養育費等個別法律相談会について、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進により寄与するため、国の「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」に定められた「母子家庭等地域生活支援事業」に位置付けて、国庫補助を活用し、実施するよう検討します。 また、税制上、保育料等の算定に当たり不利な扱いとなる未婚の母・父について、寡婦・寡夫控除のみなし適用を対象事業の範囲を検討した上で実施します。	児童家庭課
106	母子・父子自立支援プログラム策定事業の強化	母子家庭の母及び父子家庭の就業を支援するため、ハローワーク野田や市の無料職業紹介所と連携し、個々の母子家庭の状況やニーズに応じて、きめ細かな自立・就労支援を推進するとともに、支援体制の強化を図ります。	児童家庭課
107	市の無料職業紹介所を活用したひとり親	市の無料職業紹介所と連携し、ひとり親家庭の雇用を促	商工課 児童家庭課

	家庭向け求人情報の開拓及び情報提供	進するための啓発を図ります。 また、平成25年8月に実施した「ひとり親家庭等の支援に関する意識調査」の結果、母子家庭の母の8割が正社員による就労を希望していることから、母子家庭向けの求人開拓を一層推進し、職業適性に配慮した職種の情報提供を図ります。	
109	母子家庭等における自立支援策の活用	母子家庭の母及び父子家庭の父の経済的自立を図るための「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業」や「母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業」等、ひとり親家庭に対する生活支援策の活用を図ります。	児童家庭課 配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画課)
110	ひとり親家庭等日常生活支援事業の周知、啓発の推進	ひとり親家庭等の自立のための多様なニーズに柔軟に対応することを目的として、ひとり親になった直後の生活の安定などのために家庭生活支援員を派遣するとともに、経済的自立のため求職活動や残業時にも利用できるよう事業を拡充しており、引き続き、事業の周知、啓発を推進します。	児童家庭課
123	女性の再就職支援セミナーの開催	再就職を希望する女性を対象として、21世紀職業財団と連携を図り、地域職業訓練センターを活用して再就職セミナーを開催し、女性の就労を支援します。	商工課
124	女性、中高年齢者の就業機会の拡大	女性や中高年齢者の求職に対し、ハローワーク野田等と連携を図りながら、情報提供の	商工課

		充実、相談窓口の強化等により、就業機会の拡大を図ります。	
125	就業相談の充実及び就労支援の推進	市独自の無料職業相談所を活用した情報提供を行うとともに、各企業に対し、求職者のあっせんを推進します。 また、就業相談員による求人情報の収集を図り、それぞれのニーズに合った就労を支援するとともに、「野田市パーソナルサポートセンター」において、就労等の総合的な支援を行います。	商工課 社会福祉課
126	女性のチャレンジ支援の推進	各分野での人材育成を目指し、女性のチャレンジを総合的に支援するとともに、理工系分野等従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを重点的に支援するため、情報収集・提供を行います。	商工課 男女共同参画課
131	母子健康教育の充実	親子が健やかな生活を送れるよう、保健師が妊娠届出、母子健康手帳交付時に面接による保健指導を行い、妊娠、出産及び育児を支える相談相手として、保健センターの利用を推奨します。 また、父親の育児参加に関する内容の周知を図ります。	保健センター
132	両親学級の充実	妊娠、出産及び育児に関する正しい知識を修得し、仲間づくりをすることにより育児不安の軽減と孤立を防ぎ、健全な子どもを産み育てることができるよう両親学級を開催します。 また、夫婦で子育てする意識	保健センター

		を高めるため父親の両親学級への参加を啓発し、父親の育児参加を推進します。	
133	育児学級の推進	親の心身の悩みや病気等により、ストレスや育児不安を抱える親が気軽に相談できる場を提供し、育児不安の解消、育児能力の向上及び児童虐待の未然防止を図ります。	保健センター

用語解説

行	用語	解説
あ 行	アベノミクス	<p>2012年12月26日に始まった第2次安倍政権において、安倍晋三首相が表明した「3本の矢」を柱とする経済政策のことです。</p> <p>最大目標を経済回復と位置づけ、大胆な金融政策(デフレ脱却を目指し、2%のインフレ目標が達成できるまで無期限の量的緩和を行うこと)、機動的な財政出動(東日本大震災からの復興、安全性向上や地域活性化、再生医療の実用化支援などに充てるため、大規模な予算編成を行うこと)、民間投資を喚起する成長戦略(成長産業や雇用の創出を目指し、各種規制緩和を行い、投資を誘引すること)という3本の矢によって、日本経済を立て直そうという計画です。</p>
	インセンティブ	目標を達成するための刺激。誘因のことです。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。
か 行	外国語指導助手(A L T)	外国語指導助手(A L T : Assistant Language Teacher)は、日本人外国語担当教員の外国語授業、教材研究・教材作成、研修等の補助をしたり、学校行事や特別活動等における児童生徒との交流に参加しています。
	家族経営協定	<p>家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。</p> <p>「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。</p>

	キャリア教育	<p>児童、生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるように取り組んでいくことです。</p> <p>社会における個々の立場や役割について考え、自分と働くことの関係や価値について考えていく学習です。将来とのかかわりから、「今、学んでいることの大切さ」を理解することで、自ら学ぼうとする意欲にもつながります。</p>
	緊急一時保護施設 (シェルター)	<p>DV防止法に基づくDV被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合であって、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に一時保護する施設です。(入所期間：原則2週間)</p>
	固定的性別役割分担	<p>男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。</p> <p>「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。</p>
	子ども・子育て支援新制度	<p>子ども・子育て関連3法に基づき、待機児童解消などの地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるための制度です。</p>
	コミュニティサイト	<p>共通の趣味・話題・関心事・目的などを持つ人が参加し、情報を交換したり交流を深めたりするインターネット上のさまざまな情報を提供するページのことです。</p>
さ 行	指導的地位	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップについての意見」(平成19年2月14日男女共同参画会議決定)においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の算出方法等を踏まえ、(1)国会議員、(2)法人・団体等における課長相当職以上の者、(3)専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されています。</p>

	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス / sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー / gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
	ジェンダー・ギャップ	社会進出における男女格差。職場の男女格差のことです。
	ステップハウス	シェルター入所中の被害女性が精神的ケアと経済的自立に時間がかかる場合に、生活の準備をするため、一定期間入居する施設です。（最長 1 年）
	ストーカー行為	特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要、連続した電話やファックス、汚物など嫌悪感を催すものの送付、性的羞恥心を害する行為などを繰り返し行うことです。
	性差医療	男女の様々な差異により発生する疾患や病態の差異を考慮して行う医療です。 例えば、気胸や痛風は男性に多く発症が見られる疾患であり、全身性エリテマトーデスや鉄欠乏性貧血は女性に多く発症が見られるなどの例があります。
	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。
た 行	ダイバーシティ	「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公

		布、施行されました。
	デートDV	デートDVは結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことです。若者間での親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指します。
	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)	ドメスティック・バイオレンスとは、直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されています。 男女共同参画を推進する内閣府では、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。DVには、殴る、蹴る、熱湯をかけるといった身体的暴力だけでなく、「誰のおかげで食べられるんだ」などの言葉を発する、交友関係や電話を監視するといった精神的暴力等も含まれます。
な 行	二次予防事業対象者	65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。介護予防の観点から行われる健診の結果、生活機能の低下が心配される人、要介護認定の非該当者、保健師などが行う訪問調査などの結果、生活機能の低下が心配される人などが該当します。
は 行	配偶者暴力相談支援センター	DV防止法で定められている業務であり、相談、安全の確保及び一時保護、自立に向けた支援や情報提供等を行う機関のことです。 各都道府県の婦人相談所が指定されていますが、平成20年1月施行の改正DV防止法により、市町村においても努力義務とされました。
	パブリック・コメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きのことです。
	ブックスタート	ブックスタートは、市区町村自治体が行う0歳児健診などの機会に、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動です。

	ヘイトスピーチ	定義は固まっていますが、主に人種、国籍、思想、性別、障害、職業、外見など、個人や集団が抱える欠点と思われるものを誹謗・中傷、貶す、差別するなどし、さらには他人をそのように煽動する発言(書き込み)のことを指します。
	ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	「積極的改善措置」(いわゆるポジティブ・アクション)とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
ま 行	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。
	マイナンバー	社会保障・税番号制度で、特定の個人を識別するために国民一人一人に割り当てられる番号(個人番号)の名称です。
	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのことです。
ら 行	ライフステージ	人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階のことです。
わ 行	ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)	平成19年に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現

「できる社会」としています。

# 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条 第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

( 苦情の処理等 )

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

( 調査研究 )

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

( 国際的協調のための措置 )

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

( 地方公共団体及び民間の団体に対する支援 )

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

( 設置 )

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

( 所掌事務 )

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

( 組織 )

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

( 議長 )

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

( 議員 )

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第一百五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平二五法七二・改称)

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条・第二条)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 第五条)

#### 第三章 被害者の保護(第六条 第九条の二)

#### 第四章 保護命令(第十条 第二十二條)

#### 第五章 雑則(第二十三条 第二十八条)

#### 第五章の二 補則(第二十八条の二)

#### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府

県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関

係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下

この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的<sup>しゅう</sup>羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、  
又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）<sup>（一）</sup>、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）<sup>（二）</sup>その他の場所において当該親族等の身边につきま

とい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この

場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がい

ない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（平一六法六四・一部改正）

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を

回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（平二五法七二・一部改正）

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

（平一六法六四・平二五法七二・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 野田市男女共同参画審議会条例

平成16年9月30日

野田市条例第26号

注 平成24年7月から改正経過を注記した。

改正 平成24年7月13日条例第18号

## (設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)の策定及び円滑な実施の推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、野田市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画計画の策定、見直し及び実施に関し、必要な事項を調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項の規定による答申のほか、男女共同参画に関して、市長に意見を述べることができる。

## (組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 社会教育委員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他市長が必要と認めた者

(平24条例18・一部改正)

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

( 会長及び副会長 )

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 意見の聴取等 )

第 7 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

( 委任 )

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 ( 平成 24 年 7 月 13 日野田市条例第 18 号抄 )

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

( 1 ) 及び ( 2 ) 略

( 3 ) 第 22 条の規定 平成 24 年 11 月 11 日

## 野田市男女共同参画推進庁内連絡会設置要綱

平成5年6月14日

野田市告示第33号

注 平成18年3月から改正経過を注記した。

改正 平成8年9月30日告示第11号

平成10年6月1日告示第6号

平成12年1月21日告示第1号

平成14年12月27日告示第13号

平成15年6月4日告示第70号

平成18年3月31日告示第44号

平成20年3月31日告示第51号

平成22年3月30日告示第60号

平成22年10月28日告示第159号

平成25年3月27日告示第36号

### (設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思による社会のあらゆる分野における活動への参画(以下「男女共同参画」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、野田市男女共同参画推進庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

### (所管事項)

第2条 連絡会の所管事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画に係わる施策の推進及び調整に関すること。

(2) 男女共同参画に係わる施策の調査及び研究に関すること。

(3) その他男女共同参画に係わる施策に関すること。

### (組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は男女共同参画担当部長の職にある者、副会長は会長が指名する者をもって充てる。

- 3 会長は会務を総理し、連絡会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第 5 条 連絡会の会議は、会長が招集する。

- 2 連絡会の会議の進行及び整理は、会長が行う。

( 推進部会 )

第 6 条 連絡会に男女共同参画推進部会(以下「推進部会」という。)を置く。

- 2 推進部会の委員は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。ただし、推進部会において必要があると認めるときは、市長の指名する職員 5 人以内を委員として加えることができる。

- 3 前項の市長が指名する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 推進部会に部会長及び副部会長各 1 人を置く。

- 5 部会長は男女共同参画課職員、副部会長は社会教育課生涯学習振興係長の職にある者をもって充てる。

- 6 推進部会は、男女共同参画に係わる施策の推進について調査研究し、連絡会に資料を提出する。

( 平 2 0 告 示 5 1 ・ 平 2 5 告 示 3 6 ・ 一 部 改 正 )

( 参 考 意 見 の 聴 取 )

第 7 条 連絡会及び推進部会において必要があると認めるときは、関係者の意見又は説明を聴くことができる。

( 庶 務 )

第 8 条 連絡会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

( 委 任 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平 成 8 年 9 月 3 0 日 野 田 市 告 示 第 1 1 号 )

この要綱は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 6 月 1 日野田市告示第 6 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 1 月 2 1 日野田市告示第 1 号）

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 1 2 月 2 7 日野田市告示第 1 3 号抄）

（施行期日）

1 この告示は、平成 1 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 6 月 4 日野田市告示第 7 0 号）

この告示は、平成 1 5 年 6 月 6 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 3 1 日野田市告示第 4 4 号）

この告示は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日野田市告示第 5 1 号）

この告示は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 3 0 日野田市告示第 6 0 号）

この告示は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日野田市告示第 1 5 9 号）

この告示は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 3 月 2 7 日野田市告示第 3 6 号）

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条）

（平 1 8 告示 4 4 ・平 2 0 告示 5 1 ・平 2 2 告示 6 0 ・一部改正）

所属	職
企画財政部	企画調整課長 秘書広報課長
総務部	人事課長 行政管理課長
民生経済部	市民生活課長 商工課長 農政課長
保健福祉部	社会福祉課長 高齢者福祉課長 保健センター長
児童家庭部	児童家庭部長 児童家庭部次長 児童家庭課長 保育課長 人権 施策推進課長 男女共同参画課長
教育委員会	社会教育課長 社会体育課長 青少年課長 指導課長

別表第 2 ( 第 6 条第 2 項 )

( 平 1 8 告 示 4 4 ・ 平 2 0 告 示 5 1 ・ 平 2 2 告 示 6 0 ・ 平 2 2 告 示 1 5  
9 ・ 平 2 5 告 示 3 6 ・ 一 部 改 正 )

所 属	職
企画財政部	企画調整課企画係長 秘書広報課広報広聴係長
総務部	人事課人事研修係長 行政管理課事務管理係長
民生經濟部	市民生活課コミュニティ係長 商工課労政係長 農政課農政係長
保健福祉部	社会福祉課障がい者福祉係長 高齢者福祉課高齢者福祉係長 保健センター母子保健係長
児童家庭部	児童家庭課子育て支援係長 保育課保育係長 人権施策推進課人権啓発係長 男女共同参画課職員
教育委員会	
生涯学習部	社会教育課生涯学習振興係長 中央公民館振興係長 社会体育課指導管理係長 青少年課青少年係長
学校教育部	指導課指導主事